

戦争体験を語る 2014・08・16

—「戦争する国」で、死ぬために生きた1928年生まれ—

- 1 前おき
2 天皇陛下は神様... 神が空から降りてきた
3 天皇・戦争の讃美歌が世に溢れていた... 抵抗の歌は聞こえなかった
4 感動や楽しさを与えてくれたことども... いくさに巻き込まれない世界がまだあった
5 当たり前前の道としての海軍兵学校... 崇高な死を目指す誇り高き日々
6 納得しきれない疑問... 悠久の大義に生きるとはそも何ぞや
7 敗戦での困惑... 解放と意識しなかった解放 からの出発
8 忠君愛国から人権平和へ... 人間についての手探りから

1 前おき

- ・九条の会提起、防衛白書、大日本帝国海軍、大和魂、永遠の0、梅雨空に「九条守れ」の女性デモ、広島・長崎平和式典 などなど... 今・歴史的岐路
・戦場での殺し合いはしていない。「いつかは」でなく、「今、現に」死に直面している極限状況そのものは経験していない
・限定された個人の体験。歴史全体のなかに位置づける必要 → 年表
・歴史を語り合える幸い
・1928年の頃

2 天皇陛下は神様... 神が空から降りてきた

- ・天皇の神格化は日本軍国主義の確立と不即不離に進行していた
・私と天皇との出会い 5才 33・12・23皇太子明仁誕生 ◇皇太子さまお生まれなった
・小〜中学校 ・代沢小学校(小1〜2)では天皇にかかわる記憶がない
・式典 4大節 1月1日 「年の始めの例として」
紀元節 「雲に響ゆる高千穂の」 → 建国記念の日
天長節 「今日のよき日は大君の」 → 昭和の日
明治節 「アジアの東日出づるところ」 → 文化の日
御真影 奉安殿
君が代(日の丸はなかった)
教育二関スル勅語

・国体いう大切なもの

- 1882 軍人勅諭
1889 大日本帝国憲法
1890 教育二関スル勅語
1934 陸軍省「国防の本義と其強化の提唱」
1935 美濃部達吉・天皇機関説問題 政府、国体明徴声明(第1次・第2次)
1937 文部省「国体の本義」 閣議「国民精神総動員実施要綱」決定
1938 国家総動員法 青少年学徒二賜リタル勅語
1940 大政翼賛会発足 紀元2600年記念祝典
1941 文部省教学局「臣民の道」 宣戦の詔書
1945 終戦の詔書
1946 天皇「人間宣言」 日本国憲法公布
1947 日本国憲法施行
1948 衆院・教育勅語等排除決議 参院・教育勅語等失効確認決議

テキスト

3 天皇・戦争の讃美歌が世に溢れていた... 抵抗の歌は聞こえなかった

- ・暮らしの中で
・柳条湖事件—3才 皇太子誕生—5才 2・26—小2 盧溝橋事件—小4
紀元2600年—小6・中1 米英開戦—中2 海兵入校—中4
・もの心ついた頃は、未完成だが既に現に戦争を開始している「戦争する国」
・日本の戦争は「神である天皇の役割を実現する戦争」で正義の戦争
英米などの侵略戦争とは全く違う、とされた
・天皇、戦争、軍隊、軍人、死と慣れ親しむ日常がしっかり用意されていた
・抵抗する「アカ」の存在は全く視野に入らなかった
・上目黒、三宿、池尻、下代田、太子堂、下馬、世田谷、用賀と広がる軍事施設
・今でも歌える歌・歌・歌
・反戦平和の歌、労働歌は聞こえなかった
・遊び 戦争ごっこ 水雷艦長 軍人将棋
・読み物 少年倶楽部 付録、単行本
山中峯太郎、南洋一郎、平田晋作、海野十三...
「敵中横断三百里」「亜細亜の曙」「吼える密林」「大東の鉄人」「昭和遊撃隊」
「新戦艦高千穂」「浮かぶ飛行島」「見えない飛行機」
桜井忠温「肉弾」 水野広徳「此一戦」
・漫画 のらくろ 冒険ダン吉 日の丸旗之助
・映画 ニュース映画館(新宿) 日本ニュース 脱帽 1937年軍艦足柄
五人の斥候兵 燃ゆる大空 西住戦車長伝
・慰問袋
・旗行列
・宮城前通過 明治神宮も靖国神社も
・書道展 「銃後を護る」
・観兵式
・神風号
・他民族蔑視
・ミ二軍隊的中学生生活を結構たのしんだ
独り立ち意識 教練 小銃・帯剣 ゲートル 軍人勅諭 検定教科書
御褒賜示板 興国の鐘 六中健児の歌
新宿駅から 夏休み水泳皆勤 帰路歩いて
・枠組みの中での自動的な「思想」形成
・日常的に繰り返される天皇賛美・戦争賛美に慣れ親しむことで、特段の問題意識なしに、何とはなしに軍国主義者への道を進むという経過を辿った
・人生の目標は「天壤無窮の皇運扶翼」ということはわかったということになり、あれこれ人生について考え込むこともなかった
・支配強制統制されているという感覚・意識・認識のきっかけもなかった
もったさまさまな選択があり得ることを知らずに過ぎた

4 感動や楽しさを与えてくれたことども... いくさに巻き込まれない世界がまだあった

- ・音楽 オルガン 読譜 女子が歌う紀元2600年頌歌
蓄音機 名曲アルバム レコード買い 流行歌も
・映画 オーケストラの少女 ロビンフッドの冒険 風の又三郎
ロイド キートン ダービン テンプル ミア・スラヴェンスカ
ポパイ ミッキーマウス
・読書 現代日本文学全集(改造社) 葉山嘉樹の作品なども
トルストイ・ツルゲーニエフ・ドストイエフスキーなど
岩波文庫でプラスコ・イバニエスやフリードリヒ・フォーケ
岩波新書で羽仁五郎など

わかりもせずに乱読

★英米文化への攻撃は1940年頃から強まり、1941年開戦を経て1943年頃には徹底されてくるが
まだ結構楽しめた

- 幼稚園で ・キンダーブック
- 小学校で ・3年生から男女別
・女組にいい子がいた
・楽譜で勉強
・野球に熱中
・放課後の遊び
- 中学で ・中学音楽最初の曲・故郷を離るる歌 中学音楽ノート音楽家たち
西洋史 ルネッサンス美術に圧倒された
幾何 ピタゴラスの定理に感動 代数・方程式や化学方程式でも
国史教育だけはどうにもつまらなかった
- 要求は幼稚なまま 「早く『試験』がない大人になりたい」
- 明電舎での勤労奉仕で、工員の適当さに大人の世界をかいま見た

5 当たり前前の道としての海軍兵学校・・・崇高な死をめざす誇り高き日々

- 「軍国主義」の究極の到達点の一つ海軍兵学校志望にまでいった理由は単純と言えば単純
 - 未熟ではあっても軍国主義者ではあった
 - 神国思想、軍国主義に取り込まれるなかで、知識、認識、思考は限定され、国家の本質、暴力性・侵略性など考える余地はなかった
 - 日常的な美利追求の意欲も立身出世の意欲もなし 世間も知らず
 - 特別な才能や個性の持ち合わせもなし
 - 残る道は軍人しか思いつかず
 - 海が好きだった。
 - 梅林孝次海軍中尉の死（1937.8.19 濠洲爆撃）に感動 “美化された死”への憧れ
- 受験 1943年6月
 - 受験を決めた時期 記憶にない。両親・兄とも特段の意見なし。
 - 受験資格 年令下限1928年生まれ 中学4年1学期修了程度の学力
 - 1943年海兵合格者数 中学別
 - ① 東京 4中47人 ② 神奈川 浜南中44人 ③ 東京 6中39人 同期12人
 - ④ 東京 1中38人 ⑤ 東京 麻布中35人 ⑥ 神奈川 横須賀中32人
 - ⑦ 広島 呉1中32人・・・⑧ 大阪 北野中24人【この中に松本善明さん】・・・
- 海軍兵学校での生活 これしかないのだと決しての精励の日々
 - 入校式 1943年12月1日 校長訓示 中将 井上成美
 - 海軍兵学校 士官養成機関 英国に学ぶ 紳士をめざす・防衛大生集団暴行で告訴
「スマートで目先が利いて几帳面負けじ魂これぞ船乗り」
江田島健児の歌
エリート意識による差別への批判も
 - 軍籍・階級 海軍生徒 上等兵曹の上・兵曹長の下 下士官の上・帯剣
(陸軍の場合 士官学校予科 中4修了入校時で一等兵 2年後本科入校時で軍曹)
 - 教育 訓育 精神教育 神国思想・軍国主義思想などのさらなる教育はあまりなかった
体育
勤務
学術 普通学、
軍事学
教育方針 英語教育 78期予科兵学校
 - 分隊生活 1号・2号・3号生徒 その違い
1号先任から伍長・伍長補 係生徒
自習室 デスク 寢室 ベッド 衣服寝具整理 巡検

- 日課 洗面 便所 洗濯 5分前 5省
拳手敬礼 掃除 階段 服装 駆け足 芝生の角
- 休日 クラブ
- 行事 軍歌演習
棒倒し
遠漕
遠泳
弥山登山
兎狩り
乗艦実習
卒業式 表棧橋・表門
夏休暇
- 兵学校3勇士の歌 短剣
入校日夜 姓名申告
古鷹山
短艇訓練
巡航
修正
- 獲得できたもの 強健な身体 指揮官たるべき自覚・能力 乃公出でずんばのエリートの自覚
軍隊という厳格な上下規律組織への順応
- ★空襲での自宅焼失・両親無事を知っての返信に見る人間形成の変調
- ★広島原爆 情報不足・知識不足もあったが動揺しなかった

6 納得しきれない疑問・・・悠久の大義に生きるとはそも何ぞや

- 人生のよりどころとした大事な言葉だが、実は納得し切れてはいなかった言葉の数々
現人神・現御神 国体 国体明徴 万世一系 億兆一心 天壤無窮 八紘一宇
祭政一致 皇紀2600年 皇運扶翼 臣民 翼賛 忠君愛国 尽忠報国
滅私奉公 聖戦 皇軍 軍神 悠久の大義・・・
- 神が天から降りてきての国づくりという神がかりなお話（あり得ないこと）を、歴史として受け入れるという大飛躍が、どうもしっくりこなかった
- そこにこだわったのは、中学時代の乱読・雑学のなかでの様々な感動、ピタゴラスの定理の証明の見事さに象徴されるような感動の大きさに比べて、天皇や国体や聖戦にはそれだけの感動・魅力がなかったことによるのだろう
- 神国思想、軍国主義は人権意識と両立できない 人権という言葉など知らなかったが、漸く自覚し始めた人間の優しさ・人間への優しさ（人権意識への端緒としての）が拒否されるような生き方が当然視されることへの潜在的な反発があったとも思われる
- 「15年戦争と教育」安川寿之輔 世代論的位置づけ 支配・統制がゆきわたっている時代ではそれなりの意味

1911~1920生まれ	前わたつみ世代	1933以前中学入学
1921~1925	わたつみ世代	1933~38中・高女・高小入学
1926~1936	少国民世代	1933以降小入学 国民学校4年敗戦 (1934~36国民学校世代)

 - 抵抗運動やマルキシズムとのかかわり合いなどによる軍国主義への対応の違いの可能性が示されている
 - 少国民世代は軍国主義教育で純粋培養された世代と特徴づけられている
 - 私見では、少国民世代でも、国民学校世代は純粋培養だが、それ以前はかなり不純物が混交していた

7 敗戦での困惑・・・解放と意識しなかった解放 からの出発

- 1945年8月15日
 - 兵学校（大原）では、芦田教官（中尉）は1号生徒を集め、決起をうながした。
 - 非理法権天の轡をかかげた潜水艦があとに続けと呼びかけて特攻出撃していった
 - 厚木航空隊（302空）は小園安名司令（大佐）のもと抗戦継続の反乱を起こした

- ・宮城前、靖国神社で土下座して詫言る者が続いた
- ・14才の山中恒は天皇に詫言るべく自決を決意し、辞世の句まで練った。
- ・軍国主義者としての程度
 - ・中2で 米英と開戦 いよいよ大戦争だと緊張したし武者震いはしたが、感歎はしなかった
 - ・海兵で 夏休暇での帰京 外出せず母校訪問もせず
 - 休日には一人図書室で「国体」「大義」を探究・模索
 - 木造校舎の間引き、校舎の地下移転のための終日3交代の穴掘り作業、江田内に退避の軍艦への空襲、広島・長崎への新型爆弾、広島のみこの雲、ソ連参戦などと負け戦の現実に見聞きするにもかかわらず、敗戦の予感なし 軍国主義の成果としての状況認識バカ
- ・敗戦
 - ・「玉音放送」 意外、予想外、意表を衝かれ、足許をすくわれる
 - ・張りつめていた戦闘意欲が、これで一つ大仕事が終わったという虚脱感、安心感に急転 戦意喪失
 - ・天皇陛下も国体も戦争も軍人の責務も、17年間営々として培ってきたものが一挙に遠のいた
 - ・「戦争は止め」ということだけで、天皇の詔書内容などろくに論議もせず
 - ・すべて「我がことに非ず」で、天皇陛下へのお詫びやゲリラ戦など考えもせず とにかく帰京するということが我がことだった
 - ・「死なずにすんでよかった」という思いは全く意識しなかった・軍国主義者としての到達レベル
- ・なぜか
 - ・負け戦続きで、もう戦争は止めたいと思っていたわけではない
 - ・命が惜しくなったわけではない
 - ・「寄らば大樹の蔭」の大樹が吹き飛ばされる状況に直面して、命を懸けて大樹を守る気も起らず、大樹と運命を共にする気も起らず、見放されたままに漂ったということになる
 - ・「神国思想・軍国主義思想」は寄るべきものにとどまり、自らとの一体化までは到っていなかった
 - ・神国・聖戦について納得し切れていなかったが努力すれば納得の道がひらけると甘く見ていた状況が、敗戦で土台ごとぶっ飛んでしまい、何からどう手をつけていけばいいか皆目見当がつかなくなってしまったということだったと思われる
 - ・「説得力ある大義名分」がなければ戦争遂行は出来ない」というごく当然のことが確認される、ただそれだけの単純なことかもしれない 安部晋三によくわからせて「戦争する国」づくりを止めさせたい
- ・軍国主義からの解放
 - ・狂気とも言える暴走路線に乗っていたが、幸いにしてその行き着くところまでは行き着けないで終わった
 - ・権力により支配強制されていたという意識がなく、自分の判断で自分の道を進んでいるつもりだから、軍国主義の鎖が解けたという意識・認識など全くなし
 - ・茫然状態とともに、社会や歴史に対する認識での無知・無力状態
 - ・ポツダム宣言内容よく知らず
 - ・敵軍による占領や日本再建やあれこれと想像をめぐらすこともできなかった

8 忠君愛国から人権平和へ……人間についての手探りから

- ・騙されてついその気になって命がけになった時代が過ぎ去ったときから、私の第2の青春が始まる
- ・戦後日本の現状は昔を懐かしんで済ますことを許さない
- ・騙した連中の責任を追及する責任
- ・積極的に侵略戦争に加担した自分の戦争責任は「騙された」では済まされない……戦後責任のとり方
- ・今、私にとって、あの戦争の時代の最も大事な教訓は、「科学的な歴史認識こそが道しるべ」ということ 許されないこと 非合理的な都合主義での歴史の歪曲、人類の歴史の大局的な流れへの無知
- ・敗戦直後の暮らし あらためての模索 あらたなたたかいへ 【略】

戦争体験を語る 年表 (2004まで)

2014・08・16

世相の一つとしての歌 1943年海軍兵学校入校のときまで

★軍歌・天皇や軍国主義賛美の歌 ☆反戦平和・労働歌 □歌謡曲・流行歌 ◇唱歌・童謡

1776・07・02 アメリカ、独立宣言書採択
 1789・07・14 フランス・パリ民衆バスティーユ要塞攻撃
 ・08・26 フランス・人間と市民の権利(人権宣言)採択
 1848・02・ マルクス、エンゲルス「共産党宣言」刊行
 1853・07・08 米ペリー艦隊浦賀に来航
 1854・03・31 日米和親条約
 1858・07・29 日米修好通商条約
 1864・10・05 第一インターナショナル創立
 1867・11・09 大政奉還
 1868・01・03 王政復古の大号令
 ・01・27 鳥羽・伏見のたたかい=戊辰戦争始まり
 ・04・06 五箇条の誓文
 ★宮さん宮さん

1869・07・25 版籍奉還
 1871・03・28 パリコミュン〜05・28
 ・08・29 廃藩置県
 1872・08・03 学制
 ・11・04 富岡製糸場操業開始
 1873・01・04 徴兵令
 ・07・28 地租改正
 1874・01・17 民選議院設立建白書
 ・05・22 台湾出兵
 1875・09・20 江華島事件
 1876・02・26 日朝修好条規
 1877・01・30 西南戦争〜09・24
 1879・09・29 教育令
 1880・03・17 国会期成同盟結成
 ★君が代

1881・10・12 明治一四年の政変
 ・10・29 自由党結成
 ◇見わたせば ◇螢の光 ◇蝶々

1882・01・04 軍人勅諭
 ・08・05 戒嚴令
 1883・03・14 マルクス死去
 ◇霞か雲か

1884・10・31 秩父事件〜11・09 軍隊の出動で鎮圧

◇仰げば尊し ◇才女 ◇庭の千草

1885・

★抜刀隊

1888・

★紀元節 ◇故郷の空 ◇春風 ◇哀れの少女

1889・01・22 徴兵令(改正)

・02・11 大日本帝国憲法発布 皇室典範制定

・07・14 第2インタナショナル創立大会〜

◇埴生の宿 ◇旅泊

1890・10・30 教育ニ関スル勅語

1891・06・17 小学校祝日大祭日儀式規程

★敵は幾万 ★道は六百八十里

1892・08・12 祝日大祭日儀式用唱歌歌詞案審決定

★元寇

1893・04・14 出版法

★天長節 ★一月一日

1894・02・15 朝鮮で甲午農民戦争

・07・23 日清戦争開戦

★婦人従軍歌

1895・04・17 日清講和条

・04・23 三国干涉 05・10受諾

・08・05 エンゲルス死去

・10・08 朝鮮王妃殺害

・06・06 台湾征服戦争

★雪の進軍 ★勇敢なる水兵

1896・

◇港 ◇夏は来ぬ

1899・

★青葉茂れる桜井の

1900・03・10 治安警察法

・05・ 軍部大臣の現役大・中將制の確立

・06・15 義和団事件で中国に軍隊派遣決定

◇花 ◇鉄道唱歌一東海道編一 ◇キンタロウ ◇うらしまたろう ◇モモタロウ

- 1901・02・05 官営八幡製鉄所操業開始
 ・05・18 片山潜・幸徳秋水ら社会民主党（最初の社会主義政党）結成～05・20結社禁止
 ・09・07 北京議定書
アムール川の流血や 荒城の月 箱根八里 はなさかじい うさぎとかめ
- 1902・01・30 日英同盟協約
ああ玉杯に花つけて ドナウ河の漣
- 1903・04・13 小学校令改正 教科書は原則として文部省著作 国定教科書制度
 1904・02・08 日露戦争開戦
 ・04・ 国定教科書全国で採用
 ★日本海軍 ★日本陸軍 ★橋中佐 ☆富の鎖
- 1905・01・22 第1次ロシア革命・血の日曜日～1907なかば
 ・08・10 日露講和条約（ポーツマス）～09・05調印
 ★戦友 ★雪の進軍 美しき天然 大こくさま 一寸法師
- 1906・
添田唾蟬坊のラッパ節流行 紅明ゆる岡の花
- 1907・04・04 日本帝国ノ国防方針・国防所要兵力・用兵綱領
デカンショ節 旅愁 故郷の廃家
- 1908・09・29 警察犯処罰令
革命歌 人を恋うる歌 春は春は 都の西北
- 1909・05・06 新聞紙法
不如帰 野なかの薔薇 ローレライ
- 1910・05・25 大逆事件の検挙開始 1911・01・18判決
 ・08・22 韓国併合条約調印
 ・10・04 第2期国定教科書使用開始
 ★軍艦行進曲 ★われは海の子 ★水師堂の会見 ☆どん底の歌
間がしいソング 七里ヶ浜の哀歌 春が来た
- 1911・10・10 中国で辛亥革命はじまる
 ★歩兵の本領 ★日の丸の旗 紅葉 鳩 人形 牛若丸 池の鯉 雪 那須与一
- 1912・01・01 中華民国成立 ・02・12 清朝滅亡
 ・12・14 第1回憲政擁護大会、第1次憲政擁護運動始まり
 ★広瀬中佐 ★橋中佐 都ぞ弥生の
汽車 茶摘 村祭 冬の夜 ひよどりごえ 春の小川 村の鍛冶屋
- 1913・06・ 軍部大臣、次官の任命資格から現役の制限を除く
早春賦 城ヶ島の雨 冬景色 鯉のぼり 海 故郷を離るる歌
- 1914・07・28 第1次世界大戦開戦～1918・11・11
 ・11・ 「少年倶楽部」創刊～1962・12
 ★児島高德 カチューシャの唄
- 1915・05・07 日本、中国に「21か条の要求」
ゴンドラの歌
- 1916・
兵辺の歌
- 1917・11・07 ロシアー〇月社会主義革命
 1918・04・ 第3期国定教科書使用開始
 ・07・23 米騒動始まる
 ・08・02 シベリア出兵宣言～1925・05・15
金色夜叉の歌 コロッケの歌 女心の歌 恋はやさし野辺の花よ 宵待草 かなりや
- 1919・03・01 朝鮮で三・一独立運動
 ・03・02 コミンテルン第1回大会
 ・05・04 中国で五・四運動
 ・06・28 ベルサイユ講和条約調印
ペアトリ姉ちゃん ディアボロの歌 背くらべ 靴が鳴る
- 1920・01・10 国際連盟発足
 ・05・02 日本最初のメーデー
労働歌 革命歌 赤旗の歌 浜千鳥 叱られて
- 1921・07・01 中国共産党創立
船頭小唄 夕日 揺籃のうた 青い眼の人形 赤とんぼ 赤い靴 七つの子
てるてる坊主 どんぐりころころ 雀の学校
- 1922・02・06 y ワシントン海軍軍縮条約締結
 ・07・15 日本共産党創立
聞け万国の労働者 インターナショナル
流浪の旅 出船 籠の鳥 砂山 黄金虫 しゃぼん玉
- 1923・09・01 関東大震災
 ・ 「少女倶楽部」創刊～1962
南葛労働者の歌
月の砂漠 花嫁人形 夕焼小焼 ペチカ どこかで春が 春よ来い
- 1924・01・10 第2次憲政擁護運動始まる
 ・01・20 中国、第1次国共合作なる 中国国民党第1回全国代表大会～01・30
 ・09・18 孫文、北伐開始宣言
証城寺の狸囃子 兎のダンス

1925・03・29 男子普通選挙法成立
 ・04・13 陸軍現役将校配属令
 ・04・22 治安維持法公布
 ・05・30 中国、五・三〇運動
 ◇からたちの花 ◇雨降りお月さん ◇待ちぼうけ ◇あの町この町

1926・
 ☆くるめくわたち

1927・03・15 金融恐慌始まり
 ・04・01 兵役法
 ・05・28 第1次山東出兵 1928・04・19第2次 ・05・08第3次
 ★明治節 ☆憎しみのるつぼなど訳出 □佐渡おけさ □若き血に燃ゆる者 □モンパ
 ◇赤とんぼ ◇この道

1928・02・01 「赤旗」創刊
 ◆1928・02・15 誕生
 ・02・20 男子普通選挙法による最初の総選挙 労農党 山本宣治ら2名当選
 ・03・15 3・15事件、日本共産党大弾圧
 ・06・04 張作霖爆殺事件
 ・06・29 治安維持法 改正（緊急勅令）で死刑法に
 ・この年 治安維持法による検挙者3426人
 ★日本陸軍の歌 ☆同志はたおれぬ □波浮の港 □洒落男 □道頓堀行進曲
 □アラビアの唄 □私の青空 □ヴォルガの舟唄

1929・03・05 山本宣治刺殺される
 ・04・16 4・16事件、日本共産党大弾圧
 ・10・24 ニューヨーク株式市場大暴落、世界恐慌始まる
 ★独立守備隊の歌 ★進軍 □紅屋の娘 □東京行進曲 □君恋し □出船の港
 ◇鞠と殿様 ◇キューピーちゃん

1930・04・22 ロンドン海軍軍縮条約調印
 ☆里子にやられたおけい □祇園小唄 □酋長の娘 □愛して頂戴ね □すみれの花咲く頃

1931・09・18 柳条湖事件、満州事変・15年戦争の始まり
 ・この年 恐慌で失業者数百万人 東北・北海道冷害・大凶作で娘身売り続出
 労働争議2456件・15万4千人以上
 労働者組織率戦前最高で7・9% 36万人
 ☆芝浦 □酒は涙か溜息か □丘を越えて □女給の唄 □侍ニッポン □パリの屋根の下

1932・01・28 上海事変始まり
 ・03・01 「満州国」建国
 ・05・15 五・一五事件
 ★満州行進曲 ★爆弾三勇士 ★討匪行 ★走れ大地を

□影を慕いて □天国に結ぶ恋 □アリアン □島の娘 ◇牧場の朝 ◇チューリップ

1933・01・30 ヒトラー首相就任 07・14政党新設禁止法、ナチス一党独裁
 ・02・20 小林多喜二虐殺
 ・02・23 日本軍熱河侵攻
 ・08・27 日本、国際連盟脱退通告
 ・04・ 第4期国定教科書使用開始
 ・12・23 皇太子明仁誕生
 ・12・26 日本共産党宮本顕治逮捕される
 ・この年 治安維持法による検挙者1万8397人で戦前最高
 □東京音頭 □天竜下れば □ほんとにそうなら □十九の春 □サーカスの唄
 □巴里祭 □暗い日曜日 □アロハオエ □山の人気者 ◇皇太子さまお生まれなった

1934 ◆1934・04・ 代沢小入学
 ・10・01 陸軍省「国防の本義と其強化の提唱」
 ・10・15 中国共産党・紅軍主力、長征開始～1935・10・20・
 ★護れ大空 □国境の町 □赤城の子守歌 □並木の雨 □鹿児島おはら節 □会津磐梯山
 □ダイナ □会議は踊る □谷間に灯ともし頃 ◇グッドバイ

1935・02・18 美濃部達吉「天皇機関説」議会で攻撃 09・18貴族院議員辞職
 ・08・03 政府、国体明徴声明（第1次） ・10・15第2次
 □野崎小唄 □二人は若い □明治一代女 □小さな喫茶店 ◇もずが枯れ木で

1936・02・26 二・二六事件
 ◆1936・04・ 豊島師範付属小転入
 ・05・ 軍部大臣現役武官制復活
 ・06・03 帝国国防方針・用兵綱領改定
 ・08・07 国策の基準（5相会議） 帝国外交方針（4相会議）
 ・11・23 日独防共協定調印
 ★昭和維新の歌 □男の純情 □うちの女房にや髭がある □忘れちゃいやよ □人妻椿
 □東京ラブソデイ □とんがらががっちゃ駄目よ □ああそれなのに □椰子の実 □朝

1937・03・31 文部省「国体の本義」刊行
 ・07・07 盧溝橋事件、日中戦争へ
 ・08・04 国民精神総動員実施要綱を閣議決定
 ・08・14 軍機保護法
 ・09・22 第2次国共合作
 ・12・ 南京大虐殺（南京占領12・13）
 ★あゝわが戦友 ★露営の歌 ★山は呼ぶ野は呼ぶ海は呼ぶ ★皇軍大捷の歌 ★進軍の歌
 ★海行かば ★愛国行進曲
 □別れのブルース □マロニエの木陰 □たばこやの娘 □すみだ川 □青い背広で
 □若しも月給が上がったら □人生の並木道 □碧空 □リンゴの木の下で □春の唄
 ◇山寺の和尚さん ◇かもめの水兵さん

1938・04・01 国家総動員法公布

- ・07・15 東京オリンピック(1940年)開催中止決定
★上海だより ★日の丸行進曲 ★愛国の花 ★大陸行進曲 ★麦と兵隊 ★荒鷲の歌
□人生劇場 □満州娘 □支那の夜 □旅の夜風 □雨のブルース □人の気も知らないで
□初恋
- 1939・05・12 ノモンハン事件～09・15
・05・22 青少年学徒二賜ハリタル勅語
・07・08 国民徴用令
・09・01 第2次世界大戦開戦
★父よあなたは強かった ★愛馬進軍歌 ★出征兵士を送る歌 ★くろがねの力
★太平洋行進曲 ★靖国神社の歌 □上海の花売娘 □何日君再来 □名月赤城山
□大利根月夜 □純情二重奏 □一杯のコーヒーから
◇兵隊さんよありがとう ◇森の水車 ◇あの子はだあれ
- 1940・02・11 朝鮮で「創氏改名」施行
◆1940・04・ 中学校(旧制)入学
- ・09・23 日本軍、北部仏印進駐
・09・27 日独伊三国同盟締結
・10・12 大政翼賛会発足
・10・31 ダンスホール閉鎖
・11・10 紀元2600年記念祝典
★紀元二千六百年 ★紀元二千六百年頌歌 ★燃ゆる大空 ★隣組 ★国民進軍歌
★興亜行進曲 ★瞬に祈る ★空襲なんぞ恐るべき
□目無し千鳥 □新妻鏡 □湖畔の宿 □燦めく星座 □蘇州夜曲 □誰か故郷を想わざる
□峠の我が家 ◇お玉杓子は蛙の子 ◇めんこい子馬
- 1941・03・01 国民学校令公布
・03・07 国防保安法
・03・10 治安維持法改正・予防拘禁制
・04・01 小学校を国民学校に・・・1947・04・01廃止
国民学校新教科書使用開始
・04・01 6大都市で米穀配給通帳制実施 成人1日2合3勺(330g)
・04・13 日ソ中立条約調印
・06・22 独ソ開戦
・07・02 情勢ノ推移ニ伴フ帝国国策要綱
・07・21 文部省教学局「臣民の道」作成
・07・28 日本軍南部仏印進駐
・10・18 東条内閣成立
・11・05 帝国国策遂行要領(御前会議)
・12・08 アジア・太平洋戦争開戦(対米英宣戦布告)
・12・19 言論、出版、集会、結社等臨時取締法
★そうだその意気 ★月月火水木金金 ★大東亜戦争海軍の歌 ★英国東洋艦隊沈没
□可愛いスウちゃん □十三夜 ◇国民学校の歌
- 1942・01・02 毎月8日を大詔奉戴日に
- ・02・01 味噌・醤油切符配給制、衣料点数切符制実施
・02・24 戦時刑罰特別法
・04・18 米軍、日本本土初空襲
・06・05 ミッドウェー海戦～06・07
・08・07 ガダルカナル島で連合軍反攻開始
★空の神兵 ★みたまわれ □新雪 □婦系図の歌 □勘太郎月夜唄 □鈴懸の徑
□南から南から □バタビヤの夜は更けて □ジャワのマンゴ売り ◇少国民進軍歌
- 1943・02・02 スターリングラードで独軍降伏
・05・31 大東亜戦略指導大綱(御前会議)
・06・25 学徒戦時動員体制確立要綱閣議決定
・09・08 イタリア降伏
・09・22 文科系学生の徴兵猶予制停止
・10・21 神宮外苑出陣学徒壮行大会
・12・01 カイロ宣言
◆1943・12・01 海軍兵学校入校75期生徒
★加藤率戦艦隊 ★若鷲の歌 ★ラバウル航空隊 ★同期の桜(38年作)
□お使いは自転車に乗って
- 1944・01・18 緊急学徒勤労動員方策要綱閣議決定
・03・07 決戦非常措置要綱二基ク学徒動員実施要綱閣議決定
◆1944・03・22 73期卒業 2号生徒に
- ・06・06 連合軍ノルマンジー上陸
・06・30 学童疎開の促進を閣議決定
・07・07 サイパン日本軍全滅
・10・20 米軍レイテ島上陸 日本軍特攻開始
・11・24 サイパン基地よりB29東京初爆撃
- 1945・02・04 米英ソ・ヤルタ会談～02・11
・03・09 東京大空襲～03・10
◆1945・03・30 74期卒業 1号生徒に
- ・04・01 米軍沖縄本島上陸
・05・07 独・降伏
・06・26 国連憲章調印
・07・26 ポツダム1,000弦
・08・06 米軍、広島に原爆投下
・08・09 ソ連、対日参戦
米軍、長崎に原爆投下
・08・14 日本ポツダム宣言受諾決定・降伏
・08・15 天皇「玉音放送」終戦詔勅
◆1945・08・ 帰京・帰宅
- ・08・28 GHQ(連合軍総司令部)を横浜に設置。09・115より日比谷第一生命相互ビル
・09・02 ミズーリ艦上で降伏文書調印
・09・27 天皇、マッカーサー訪問
・10・04 GHQ、政治犯釈放など指令
・10・11 GHQ、5大改革指示

◆1945・10・ 海軍兵学校第75期卒業
 ・12・22 労働組合法公布
 ・12・29 農地調整法改正 (第1次農地改革)
 1946・01・01 天皇、「人間宣言」
 ・02・05 チャーチル「鉄のカーテン」演説
 ・05・03 極東国際軍事裁判所開廷～1948・11・12判決
 ◆1946・09・ 高等学校 (旧制) 入学
 ・11・03 日本国憲法公布
 1947・01・31 マッカーサー、ゼネスト中止を命令
 ・03・31 教育基本法・学校教育法公布 ・04・01新制小学校・中学校発足
 ・05・03 日本国憲法施行
 1948・06・19 衆議院 教育勅語等排除に関する決議 参議院 教育勅語等の失効確認に関する決議
 ・12・10 国連総会、世界人権宣言を採択
 ◆1949・04・ 大学 (旧制) 入学
 1949・10・01 中華人民共和国成立
 1950・06・25 朝鮮戦争開戦～1953・07・27休戦
 ・07・08 マッカーサー、警察予備隊創設
 1951・09・08 サンフランシスコ講和条約、日米安保条約に調印
 ◆1952・03・ 大学 (旧制) 卒業
 会社勤務 (大阪)
 1952・10・15 警察予備隊を保安隊に再編
 ◆1953・04・ 同上 (東京)
 1954・03・01 米、ビキ二環礁で水爆実験。
 ・07・01 保安隊を自衛隊に再編
 1955・04・18 バンドン会議～04・24
 ・08・06 第1回原水爆禁止世界大会
 ◆1955・11・ 退社
 ◆1957・04・ 都立学校 (障害時学校) 教員
 ◆1958・04・ 教職員組合執行委員
 ～1960・03・
 1959・01・01 キューバ革命
 1960・01・19 新日米安保条約に調印
 1961・09・01 第1回非同盟諸国首脳会談
 1965・02・07 米軍、北ベトナム爆撃を開始
 1967・06・12 4大公害裁判始まる 新潟水俣病提訴 09・01四日市公害
 68・03・09イタイイタイ病 69・06・14水俣病
 1972・05・15 沖縄、復帰
 ・09・29 日中共同声明 (国交正常化)
 1975・04・30 ベトナム戦争終結
 1978・11・27 「日米防衛協力のための指針」 (ガイドライン) 決定
 1979・12・18 女性差別撤廃条約採択 81・09・03発効
 1980・01・10 「社公合意」の締結
 ◆1988・03・ 教員退職
 1989・04・01 消費税導入、3%

・06・04 天安門事件
 ・11・19 ベルリンの壁崩壊
 1990・08・02 イラク、クウェート侵攻
 ・10・03 東西ドイツ統一
 1991・01・17 湾岸戦争～02・27
 ・12・21 ソビエト連邦解体
 1994・07・ ASEAN地域フォーラム (ARF) 発足
 ・ 小選挙区制度導入
 1995・ 日経連「新時代の『日本の経営』」
 ・12・14 東南アジア非核地帯条約
 2001・09・11 米国同時多発テロ
 ・10・08 米、アフガニスタンを攻撃
 2003・03・20 米英軍によるイラク戦争
 2004・06・10 「九条の会」発足

軍人勅諭(全文)

(原文に濁点をつけ、ルビは現代かなづかい)

(一八八二年明治十五年一月四日、陸軍省達乙第二号)

軍人訓誡の勅諭

我国の軍隊は世々天皇の統率し給ふ所にぞある昔神武天皇躬づから大伴物部の兵どもを率ゐる中国のまつろはぬものどもを討ち平げ給ひ高御座に即かせられて天下しるしめし給ひしより二千五百有余年を経ぬ此間世の様に移り換るに随ひて兵制の沿革も亦屢なりき古は天皇躬づから軍隊を率ゐ給ふ御制にて時ありては皇后皇太子の代らせ給ふこともありつれど大凡兵権を臣下に委ね給ふことはなかりき中世に至りて文武の制度皆唐風に倣はせ給ひ六衛府を置き左右馬寮を建て防人など設けられしかば兵制は整ひたれども打統ける昇平に狃れて朝廷の政務も漸文弱に流れれば兵農おのづから二に分れ古の徴兵はいつとなく壯兵の姿に變り遂に武士となり兵馬の権は一向に其武士どもの棟梁たる者に歸し世の乱と共に政治の大権も亦其手に落ち凡七百年の間武家の政治とはなりぬ世の様の移り換りて斯なれるは人力もて挽回すべきにあらずとはいひながら且は我國體に戻り且は我祖宗の御制に背き奉り浅聞しき次第なりき降りて弘化嘉永の頃より徳川の幕府其政衰へ剩外國の事ども起りて其侮をも受けぬべき勢に迫りければ朕が皇祖仁孝天皇皇考孝明天皇いたく宸襟を悩し給ひしこそ忝くも又惶懼れ然るに朕幼くして天津日嗣を受けし初征夷大將軍其政權

を返上し大名小名其版籍を奉還し年を経ずして海内一統の世となり古の制度に復しぬ是文武の忠臣良弼ありて朕を輔翼せる功績なり歴世祖宗の專蒼生を憐み給ひし御遺沢なりといへども併我臣民の其心に順逆の理を弁へ大義の重きを知れるが故にこそあれされば此時に於て兵制を更め

我国の光を耀さんと思ひ此十五年が程に陸海軍の制をば今の様に建定め夫兵馬の大権は朕が統ぶる所なれば其司々をこそ臣下には委すなれ其大綱は朕親之を攬り肯て臣下に委ぬべきものにあらず子々孫々に至るまで篤く斯旨を伝へ天子は文武の大権を掌握するの義を存じて再中世以降の如き失体なからんことを望むなり朕は汝等軍人の大元帥なるぞされば朕は汝等を股肱と頼み汝等は朕を頭首と仰ぎてぞ其親は特に深かるべき朕が國家を保護して上天の恵に應じ祖宗の恩に報いまるる事を得るも得ざるも汝等軍人が其職を尽すと尽さざるに由るぞかし我國の稜威振はざることあらば汝等能く朕と其憂を共にせよ我武維揚りて其榮を耀さば朕汝等と共に其榮を併にすべし汝等皆其職を守り朕と一心になりて力を國家の保護に尽さば我國の蒼生は永く太平の福を受け我國の威烈は大に世界の光華ともなりぬべし朕斯も深く汝等軍人に望むなれば猶訓諭すべき事こそあれいでや之を左に述べむ

兵力に在れば兵力の消長は是國運の盛衰なることを弁へ世論に惑はず政治に拘らず只々一途に己が本分の忠節を守り義は山嶽よりも重く死は鴻毛よりも軽しと覺悟せよ其操を破りて不覺を取り汚名を受くるなかれ

一 軍人は禮儀を正すべし凡軍人には上元帥より下一卒に至るまで其間に官職の階級ありて統属するのみならず同列同級とても停年に新旧あれば新任の者は旧任のものに服従すべきものぞ下級のものには上官の命を承ること実は直に朕が命を承る義なりと心得よ己が隸属する所にあらずとも上級の者は勿論停年の己より旧きものに対しては総べて敬礼を尽すべし又上級の者は下級のものに向ひ聊も輕侮驕傲の振舞あるべからず公務の爲に威嚴を主とする時は格別なれども其外は務めて懇に取扱ひ慈愛を專一と心掛け上下一致して王事に勤勞せよ若軍人たるものにして禮儀を紊り上を敬はず下を惠まずして一致の和諧を失ひたらんには當に軍隊の毒毒たるのみかは國家の爲にもゆるし難き罪人なるべし

隊伍の中に交りてあらんこと難かるべし信とは己が言を踐行ひ義とは己が分を尽すをいふなりされば信義を尽さむと思はば始より其事の成し得べきか得べからざるかを審に思考すべし

一 軍人は質素を旨とすべし凡質素を旨とせざれば文弱に流れ輕薄に趨り驕奢華靡の風を好み遂には貪汚に陥りて志も無下に賤くなり節操も武勇も其甲斐なく世人に爪はじせらるゝ迄に至りぬべし其身生涯の不幸なりといふも中々に至りぬべし其身生涯の不幸なりといふも中々に至りぬべし此風一たび軍人の間に起りては彼の伝染病の如く蔓延し士風も兵氣も頓に衰へぬべきこと明なり朕深く之を懼れて曩に免黜條例を施行し略此事を誠め置きつれど猶も其惡習の出入ることを憂ひて心安からねば故に又之を訓ふるぞかし汝等軍人ゆめ此訓誡を等閑にな思ひそらずさて之を行はんには一の誠心こそ大切なれ抑此五ヶ条は我軍人の精神にして一の誠心は又五ヶ条の精神なり心誠ならざれば如何なる嘉言も善行も皆うはべの裝飾にて何の用にかは立つべき心に誠あれば何事も成るものぞかし況してや此五ヶ条は天地の公道人倫の常經なり行ひ易く守り易し汝等軍人能く朕が訓に遵ひて此道を守り行ひ國に報ゆるの務を尽さば日本國の蒼生榮りて之を悦びなん朕一人の懼のみならんや

朕チン惟オモフニ我ワ力クワクソ皇祖クワクソクワクソ皇宗クワクソクワクソ國クニヲ肇ハツムルコト宏遠クワクワエンニ
 德トクヲ樹タツルコト深厚シンコウナリ我ワ力クニ臣民シンミン克ヨクク忠チウニ克ヨク
 ク孝カウニ億兆オクチウ心ココロヲ一イツニシテ世ヨ々ヨソ厥ソノノ美ビヲ濟ナセル
 ハ此コレ我ワ力クワクタイ國體クニタイノ精華セイワニシテ教育ケウイクノ淵源エンゲン亦マク實ジツ
 ニ此ココニ存ソンス爾ナンチ臣民シンミン父母フボニ孝カウニ兄弟ケイアイニ友イウニ夫婦フウフ
 相アヒ和ワシ朋友ホウイウ相アヒ信シンシ恭儉キョウケン己オンレヲ持チシ博愛ハクアイ衆シユウニ及オヨ
 ホシ學ガクヲ修シユメ業ゲフヲ習ナラヒ以モツテ智能チノウウヲ啓發ケイハツシ德器トクキ
 ヲ成就シユシ進スシテ公益コウエキヲ廣ヒロメ世務セイムヲ開ヒラキ常ツネニ國憲クワケン
 ヲ重オモシシ國法クワハフニ遵シタガヒ一旦イツタン緩急クワンキヤアレハ義勇ギユウ公コウニ奉ホウ
 シ以モツテ天壤テンシヤウ無窮ムキユウノ皇運クワクウヲ扶翼フヨクスヘシ是カクノ如ゴトキ
 ハ獨ヒトリ朕力チン忠良チウリヤウノ臣民シンミンタルノミナラス又マタ以モツテ
 爾祖ナンチソ先センノ遺風キフウヲ顯彰ケンシヤウスルニ足タラン
 斯コノ道ミチハ實ジツニ我力クワクソ皇祖クワクソクワクソ皇宗クワクソクワクソノ遺訓キクンニシテ子孫シソ
 臣民シンミンノ俱トモニ遵守シユンシユスヘキ所トコロ之コレヲ古今ココンニ通ツウシテ謬アヤマ
 ラス之コレヲ中外チュウカイニ施ホドクシテ悖モトラス朕爾チンナンチ臣民シンミント俱トモニ
 拳ケン々ゼシ服膺フクヨウシテ咸ミン其德ソノトクヲ一イツニセンコトヲ庶幾コヒネガフ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

大日本帝国憲法（1889年）から抜粋

第一章 天皇

第一条 大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス

第三条 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス

第四条 天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ

第八条 天皇ハ……緊急ノ必要ニ由リ……法律ニ代ルヘキ勅令ヲ発ス……

第十一条 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス

第十三条 天皇ハ戦ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ条約ヲ締結ス

第十四条 天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス……

國體の自覺

抑、社會主義・無政府主義・共產主義等の詭激なる思想は、究極に於てはすべて西洋近代思想の根柢をなす個人主義に基づくものであつて、その發現の種々相たるに過ぎない。個人主義を本とする歐米に於ても、共產主義に對しては、さすがにこれを容れ得ずして、今やその本來の個人主義を棄てんとして、全體主義・國民主義の勃興を見、フッシ。ナチスの擡頭ともなつた。即ち個人主義の行詰りは、歐米に於ても我が國に於ても、等しく思想上・社會上の混亂と轉換との時期を將來してゐるといふことが出来る。久しく個人主義の下にその社會・國家を發達せしめた歐米が、今日の行詰りを如何に打開するかの問題は暫く措き、我が國に關する限り、眞に我が國獨自の立場に還り、萬古不易の國體を闡明し、一切の追隨を排して、よく本來の姿を現前せしめ、而も固陋を棄てて益々歐米文化の攝取醇化に努め、本を立てて末を生かし、聰明にして宏量なる新日本を建設すべきである。即ち今日我が國民の思想の相剋、生活の動搖、文化の混亂は、我等國民がよく西洋思想の本質を徹見すると共に、眞に我が國體の本義を體得することによつてのみ解決せられる。而してこのことは、獨り我が國のためのみならず、今や個人主義の行詰りに於てその打開に苦しむ世界人類のためでなければならぬ。こゝに我等の重大なる世界史的使命がある。乃ち「國體の本義」を編纂して、肇國の由來を詳かにし、その大神を闡明すると共に、國體の國史に顯現する姿を明示し、進んでこれを今の世に説き及ぼし、以て國民の自覺と努力とを促す所以である。

第一 大日本國體

一、肇國

【原文】

大日本帝國は、萬世一系の天皇皇祖の神勅を奉じて永遠にこれを統治し給ふ。これ、我が萬古不易の國體である。而してこの大義に基づき、一大家族國家として億兆一心聖旨を奉體して、克く忠孝の美德を發揮する。これ、我が國體の精華とするところである。この國體は、我が國永遠不變の大本であり、國史を貫いて炳として輝いてゐる。而してそれは、國家の發展と共に彌々鞏く、天壤と共に窮るところがない。我等は先づ我が肇國の事實の中に、この大本が如何に生き輝いてゐるかを知らねばならぬ。

神勅と皇孫の降臨

天照大神は、この大御心・大御業を天壤と共に窮りなく彌々之に發展せしめられるために、皇孫を降臨せしめられ、神勅を下し給うて君臣の大義を定め、我が國の祭祀と政治と教育との根本を確立し給うたのであつて、こゝに肇國の大業が成つたのである。我が國は、かゝる悠久深遠な肇國の事實に始つて、天壤と共に窮りなく生成發展するのであつて、まことに萬邦に類を見ない一大盛事を現前してゐる。

天照大神が皇孫瓊瓊杵尊を降し給ふに先立つて、御弟素戔嗚尊の御子孫であらせられる大國主、神を中心とする出雲の神々が、大命を畏んで恭順せられ、こゝに皇孫は豐葦原の瑞穗の國に降臨遊ばされることになつた。而して皇孫降臨の際に授け給うた天壤無窮の神勅には、

豐葦原の千五百秋の瑞穗の國は、是れ吾が子孫の王たるべき地なり。宜しく爾皇孫就きて治せ。行矣。實祚の隆えまほむこと、當に天壤と窮りなかるべし。

と仰せられてある。即ちこゝに儼然たる君臣の大義が昭示せられて、我が國體は確立し、すべしらしめず大神たる天照大神の御子孫が、この瑞穗の國に君臨し給ひ、その御位の隆えまほむこと天壤と共に窮りないのである。而してこの肇國の大義は、皇孫の降臨によつて萬古不易に豐葦原の瑞穗の國に實現せられるのである。

天壤無窮

天壤無窮とは天地と共に窮りないことである。惟ふに、無窮といふことを單に時間的連續に於てのみ考へるのは、未だその意味を盡したるものではない。普通、永遠とか無限とかいふ言葉は、單なる時間的連續に於ける永久性を意味してゐるのであるが、所謂天壤無窮は、更に一層深い意義をもつてゐる。即ち永遠を表すと同時に現在を意味してゐる。現御神にまします天皇の大御心・大御業の中には皇祖皇宗の御心が拜せられ、又この中に我が國の無限の將來が生きてゐる。我が皇位が天壤無窮であるといふ意味は、實に過去も未來も今に於て一になり、我が國が永遠の生命を有し、無窮に發展することである。我が歴史は永遠の今の展開であり、我が歴史の根柢にはいつも永遠の今が流れてゐる。

「教育ニ關スル勅語」に「天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」と仰せられてあるが、これは臣民各々が、皇祖皇宗の御遺訓を紹述し給ふ天皇に奉仕し、大御心を奉戴し、よくその道を行ずるところに實現せられる。これによつて君民體を一にして無窮に生成發展し、皇位は彌々之に鞏く、國を榮えしめ民を慈しみ給ふ天皇の御地位である。臣民は、現御神にまします天皇を仰ぐことに於て同時に皇祖皇宗を拜し、その御恵の下に我が國の臣民となるのである。かくの如く皇位は尊嚴極まりなき高御座であり、永遠に播きなき國の大本である。

萬世一系の皇位

皇位は、萬世一系の天皇の御位であり、ただ一寸の天日嗣である。皇位は、皇祖の神裔にまします皇祖皇宗の肇め給うた國を承継せ給ひ、これを安國と平らけしめ給ふことを大御業とせ給ふ「すめらぎ」の御位であり、皇祖と御一體となつてその大御心を今に顯し、國を榮えしめ民を慈しみ給ふ天皇の御地位である。臣民は、現御神にまします天皇を仰ぐことに於て同時に皇祖皇宗を拜し、その御恵の下に我が國の臣民となるのである。かくの如く皇位は尊嚴極まりなき高御座であり、永遠に播きなき國の大本である。

高御座に即き給ふ天皇が、萬世一系の皇統より出でさせ給ふことは肇國の大本であり、神勅に明示し給ふところである。即ち天照大神の御子孫が代々この御位に即かせ給ふことは、永久に渝ることのない大義である。個人の集團を以て國家とする外國に於ては、君主は智・徳・力を標準にして、徳あるはその位に即き、徳なきはその位を去り、或は權力によつて支配者の位置に上り、權力を失つてその位を逐はれ、或は又主權者たる民衆の意のままに、その選舉によつて決定せられる等、専ら人の仕業、人の力のみによつてこれを定める結果となるのは、蓋し止むを得ないところであらう。而もこの徳や力の如きは相對的のものであるから、いさほ以て權勢や利害に動かされて争鬭を生じ、自ら革命の國柄をなすに至る。然るに我が國に於ては、皇位は萬世一系の皇統に出でさせられる御方によつて繼承せられ、絶対に動くことがない。さればかゝる皇位にまします天皇は、自然にゆかし御徳をそなへさせられ、從つて御位は益々鞏く又神聖にましますのである。臣民が天皇に仕へ奉るのとは所謂義務ではなく、又力に服することでもなく、止み難き自然の心の現れであり、至尊に對し奉る自らなる渴仰隨順である。我等國民は、この皇統の彌々榮えまほむ所以と、その外國に類例を見ない尊嚴とを、深く感銘し奉るのである。

かくて天皇は、皇祖皇宗の御心のまに、我が國を統治し給ふ現御神であらせられる。この現御神（明神）或は現人神と申し奉るのは、所謂絕對神とか、全知全能の神とかいふが如き意味の神とは異なり、皇祖皇宗がその神裔であらせられる天皇に現れまし、天皇は皇祖皇宗と御一體であらせられ、永久に臣民・國土の生成發展の本源にましますし、限りなく尊く畏き御方であることを示すのである。帝國憲法第一條に「大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス」とあり、又第三條に「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」とあるのは、天皇のこの御本質を明らかにし奉つたものである。從つて天皇は、外國の君主と異なり、國家統治の必要上立てられた主權者でもなく、智力・徳望をもととして臣民より選び定められた君主でもあらせられぬ。

我等は既に宏大無邊の聖徳を仰ぎ奉つた。この御仁慈の聖徳の光被するところ、臣民の道は自ら明らかなるものがある。臣民の道は、皇孫瓊杵尊の降臨し給へる當時、多くの神々が奉仕せられた精神をそのまゝに、億兆心を一にして天皇に仕へ奉るところにある。即ち我等は、生まれながらにして天皇に奉仕し、皇國の道を行ずるものであつて、我等臣民のかゝる本質を有することは、全く自然に出づるのである。

我等臣民は、西洋諸國に於ける所謂人民と全くその本性を異にしてゐる。君民の關係は、君主と對立する人民とか、人民先づあつて、その人民の發展のため幸福のために、君主を定めるといふが如き關係ではない。然るに往々にして、この臣民の本質を謬り、或は所謂人民と同視し、或は少くともその間に明確な相違あることを明らかにし得ないものがあるのは、これ、我が國體の本義に關し透徹した見解を缺き、外國の國家學說を曖昧な理解の下に混同して來るがためである。各、獨立した個々の人間の集合である人民が、君主と對立し君主を擁立する如き場合に於ては、君主と人民との間には、これを一體ならしめる深い根源は存在しない。然るに我が天皇と臣民との關係は、一つの根源より生まれ、肇國以來一體となつて榮えて來たものである。これ即ち我が國の大道であり、従つて我が臣民の道の根本をなすものであつて、外國とは全くその選を異にする。固より外國と雖も君主と人民との間には夫々の歴史があり、これに伴ふ情義がある。併しながら肇國の初より、自然と人とを一にして自らなる一體の道を現じ、これによつて彌々榮えて來た我が國の如きは、決してその例を外國に求めることは出來ない。こゝに世界無比の我が國體があるのであつて、我が臣民のすべての道はこの國體を本として始めて存し、忠孝の道も亦固よりこれに基づく。

忠君愛國

我が國は、天照大神の御子孫であらせられる天皇を中心として成り立つてをり、我等の祖先及び我等は、その生命と活動の源を常に天皇に仰ぎ奉るのである。それ故に天皇に奉仕し、天皇の大御心を奉體することは、我等の歴史的生命を今に生かす所以であり、こゝに國民のすべての道德の根源がある。

忠は、天皇を中心とし奉り、天皇に絶対隨順する道である。絶対隨順は、我を捨て私を去り、ひたすら天皇に奉仕することである。この忠の道を行ふことが我等國民の唯一の生きる道であり、あらゆる力の源泉である。されば、天皇の御ために身を捧げることが、所謂自己犠牲ではなくして、小我を捨てて大いなる御稜威に生き、國民としての眞生命を發揚する所以である。天皇と臣民との關係は、固より權力服従の人為的關係ではなく、また封建道德に於ける主従の關係の如きものでもない。それは分を通じて本源に立ち、分を全うして本源を顯すのである。天皇と臣民との關係を、單に支配服従・權利義務の如き相對的關係と解する思想は、個人主義的思考に立脚して、すべてものを對等な人格關係と見る合理主義的考へ方である。個人は、その發生の根本たる國家・歴史に連なる存在であつて、本來それと一體をなしてゐる。然るにこの一體より個人のみを抽象し、この抽象せられた個人を基本として、逆に國家を考へ又道德を立てても、それは所詮本源を失つた抽象論に終るの外はない。

我が國にあつては、伊弉諾尊・伊弉冉尊二尊は自然と神々との祖神であり、天皇は二尊より生まれました皇祖の神裔であらせられる。皇祖と天皇とは御親子の關係にあらせられ、天皇と臣民との關係は、義は君臣にして情は父子である。この關係は、合理的義務的關係よりも更に根本的な本質關係であつて、こゝに忠の道の生ずる根據がある。個人主義的人格關係からいへば、我が國の君臣の關係は、没人格的關係と見えるであらう。併しそれは個人を至上とし、個人の思考を中心とした考、個人的抽象意識より生ずる誤に外ならぬ。我が君臣の關係は、決して君主と人民と相對立する如き淺き平面的關係ではなく、この對立を絶した根本より發し、その根本を失はないところの没我歸一の關係である。それは、個人主義的な考へ方を以てしては決して理解することの出來ないものである。我が國に於ては、肇國以來この大道が自ら發展してゐるのであつて、その臣民に於て現れた最も根源的なものが即ち忠の道である。こゝに忠の深遠な意義と尊き價值とが存する。近時、西洋の個人主義的思想の影響を受け、個人を本位とする考へ方が旺盛となつた。従つてこれと其の本質を異にする我が忠の道の本旨は必ずしも徹底してゐない。即ち現時我が國に於て忠を説き、愛國を説くものも、西洋の個人主義・合理主義に累せられ、動もすれば眞の意味を逸してゐる。私を立て、我に執し、個人に執着するがために生ずる精神の汚濁、知識の陰翳を被ひ去つて、よく我等臣民本來の清明な心境に立ち歸り、以て忠の大義を體認しなければならぬ。

臣民の道より

我が國家の理想は八紘を掩いて宇となす肇國の精神の世界的顯現にある。我が國の如く崇高なる世界史的使命を擔つてゐる國はない。されば新體制を樹立し國防國家體制を確立するといふも、一に我が國體の本義に基づき、固有の國家體制を生かして萬民輔翼の我が國本然の姿に還り、以つて我が國力の運用を萬全ならしめ、その總力の發揮に遺憾なきを期することに外ならぬ。

顧みるに我が國の道義的世界建設への使命は、悠遠なる我が肇國の事實に淵源してゐる。即ち伊弉諾ノ尊・伊弉冉ノ尊の二柱の神は、天ツ神諸々のみこともちてこの漂へる國の修理固成に従ひ給ふた。この二尊の大御業を、古事記には、

是に天ツ神諸(モロモロ)の命(ミト)以(モ)ちて伊邪那岐ノ命・伊邪那美ノ命二柱の神にこの漂へる國を修理(ツク)り固成せと詔(ノ)りごちて、天(アマ)の沼矛(ヌボコ)を賜ひてことよさしたまひき

と記されてあるが、この傳承の中に、我が歴史的使命の悠久なる淵源が明らかに感得せられる。

國民はこの肇國の精神に基づかせ給ふ深き大御心を奉體し、皇國の世界史的使命の達成に奮勵努力しなければならぬ。

光輝ある我が國體を護持せんがためには、國民一人残らず清麻呂たり正成たるべきであり、國難來たる時、國家總力を擧げてこれに當たるはもとよりであるが、皇運扶翼はかかる非常の場合のみのことではない。平常心是道であり、我等の行住坐臥一として國家に關係なきものはないのである。我等の祖先は大方は名もなき民として、日に夜に皇國の富強に努めその繁榮に竭くし、忠良なる臣民としての生涯を送つて來たのである。名もなき民として悦んで皇國に盡くすの心掛けなき時は、身命財を抛つて御奉公をすることは出来ない。我等皇國臣民は今日の非常時に際し、御稜威の下、御民としての御奉公の覺悟を更に新たにし、光輝ある祖先の遺風を繼承してこれを顯揚しなければならぬ。

宣戰の詔書 一九四一年二月八日

天佑ヲ保有シ万世一系ノ皇統ヲ継グル大日本帝國天皇ハ、昭ニ忠誠勇武ナル汝有衆ニ示ス。
朕茲ニ米國及英國ニ對シテ戰ヲ宣ス。朕カ陸海將兵ハ全力ヲ奮テ交戦ニ從事シ、朕カ巨艦有司ハ勳勳職務ヲ奉行シ、朕カ衆庶ハ各々其ノ本分ヲ尽シ、億兆一心國家ノ總力ヲ奉ケテ征戰ノ目的ヲ達成スルニ遺算ナカラムコトヲ期セヨ。
抑々東亞ノ安定ヲ確保シ、以テ世界ノ平和ニ寄与スルハ、丕顯ナル皇祖考、丕承ナル皇考ノ作述セル遺教ニシテ、朕カ拳々措カサル所、而シテ列國トノ交誼ヲ篤クシ、万邦共榮ノ樂ヲ傳ニスルハ之亦帝國カ常ニ國交ノ要義ト為ス所ナリ。今ヤ不幸ニシテ米英兩國ト齟齬ヲ開クニ至ル、洵ニ已ムヲ得サルモノアリ。豈朕カ志ナラムヤ。中華民國政府曩ニ帝國ノ真意ヲ解セス、濫ニ排ヲ擧ゲテ東亞ノ平和ヲ攪乱シ、遂ニ帝國ヲシテ干戈ヲ執ルニ至ラシメ、茲ニ四年有餘ヲ經タリ。幸ニ國民政府更新スルアリ帝國ノ之ト善隣ノ誼ヲ結ビ、相提携スルニ至レルモ、重慶ニ殘存スル政權ハ、米英ノ庇蔭ヲ待ミテ兄弟尚未タ斷ニ相闘クヲ望ムス、米英兩國ハ殘存政權ヲ支援シ

テ東亞ノ禍乱ヲ助長シ、平和ノ美名ニ匿レテ東洋制覇ノ非道ヲ逞ウセムトス。剩ヘ与國ヲ勝ヒ帝國ノ周辺ニ於テ武備ヲ増強シテ我ニ挑戰シ、更ニ帝國ノ平和的通商ニ有ラヌル妨害ヲ与ヘ、遂ニ經濟斷交ヲ敢テシ、帝國ノ生存ニ重大ナル脅威ヲ加フ。朕ハ政府ヲシテ事態ヲ平和ノ裡ニ回復セシメトシ、隱忍久シキニ彌リタルモ、彼ハ毫モ交譲ノ精神ナク、使ニ事局ノ解決ヲ遲延セシメテ、此ノ間却テ益々經濟上軍事上ノ脅威ヲ増大シ、以テ我ヲ屈從セシメトス。斯ノ如クニシテ推移セムカ、東亞安定ニ関スル帝國綱年ノ努力ハ悉ク水泡ニ帰シ、帝國ノ存立亦正ニ危殆ニ瀕セリ。事既ニ此ニ至ル、帝國ハ今ヤ自存自衛ノ為斷然起ツテ一切ノ障礙ヲ破砕スルノ外ナキナリ。

皇祖皇宗ノ神靈上ニ在リ朕ハ汝有衆ノ忠誠勇武ニ信倚シ、祖宗ノ遺業ヲ恢弘シ、速ニ禍根ヲ拔除シテ、東亞永遠ノ平和ヲ確立シ、以テ帝國ノ光榮ヲ保全セムコトヲ期ス。

御名御璽

昭和十六年十二月八日

各國務大臣副署

終戰の詔書 一九四五年八月十四日

詔書

朕深ク世界ノ大勢ト帝國ノ現状トニ鑑ミ非常ノ措置ヲ以テ時局ヲ收拾セムト欲シ茲ニ忠良ナル爾臣民ニ告ク
朕ハ帝國政府ヲシテ米英交戦四國ニ對シ其ノ共同宣言ヲ受諾スル旨通告セシメタリ
抑々帝國臣民ノ康寧ヲ圖リ万邦共榮ノ樂ヲ傳ニスルハ皇祖皇宗ノ遺教ニシテ朕ノ拳々措カサル所曩ニ米英二國ニ宣戰セル所以モ亦實ニ帝國ノ自存ト東亞ノ安定トヲ庶幾スルニ出テ他國ノ主權ヲ排シ領土ヲ侵スカ如キハ固ヨリ朕カ志ニアラス然ルニ交戦已ニ四載ヲ閱シ朕カ陸海將兵ノ勇戦朕カ巨艦有司ノ勳勳朕カ一國衆庶ノ奉公各々最善ヲ尽セルニ拘ラス戦局必スシモ好転セス世界ノ大勢亦我ニ利ヲラス加之敵ハ新ニ殘虐ナル爆彈ヲ使用シテ類ニ無算ヲ殺傷シ慘害ノ及フ所莫ク測ルベカラサルニ至ル而モ尙交戦ヲ繼續セムカ終ニ我カ民族ノ滅ビヲ招来スルニ至ラス延テ人類ノ文明ヲモ破却スヘシ斯ノ如クムハ朕何ヲ以テカ億兆ノ赤子ヲ保シ皇祖皇宗ノ神靈ニ謝セムヤ是レ朕カ帝國政府ヲシテ共同宣言ニ応セシムルニ至レル所以ナリ

朕ハ帝國ト共ニ終始東亞ノ解放ニ協力セル諸盟邦ニ對シ遺憾ノ意ヲ表セサルヲ得ス帝國臣民ニシテ戰陣ニ死シ戦域ニ殉シ非命ニ斃レタル者及其ノ遺族ニ想ヲ致セハ五内為ニ裂ク且戦傷ヲ負ヒ災禍ヲ蒙リ家業ヲ失ヒタル者ノ厚生ニ至リテハ朕ノ深ク軫念スル所ナリ惟フニ今後帝國ノ受クヘキ苦難ハ固ヨリ尋常ニアラス爾臣民ノ哀憐モ朕善ク之ヲ知ル然レトモ朕ハ時運ノ趨ク所堪ヘ難キヲ堪ヘ忍ヒ難キヲ忍ヒ以テ万世ノ為ニ太平ヲ開カムト欲ス

朕ハ茲ニ國體ヲ護持シ得テ忠良ナル爾臣民ノ赤誠ニ信倚シ常ニ爾臣民ト共ニ在リ若シ夫レ情ノ激スル所濫ニ事端ヲ滋クシ或ハ同胞排擠互ニ時局ヲ乱リ為ニ大道ヲ誤リ信義ヲ世界ニ失フカ如キハ朕最モ之ヲ戒ム宜シク善國ノ家ヲ保相伝ヘ難ク神州ノ不滅ヲ信シ任重クシテ道遠キヲ念ヒ總力ヲ將來ノ建設ニ傾ケ道義ヲ篤クシ志操ヲ鞏クシ誓テ國體ノ精華ヲ発揚シ世界ノ進運ニ後レサラムコトヲ期スヘシ爾臣民其レ克ク朕カ意ヲ體セヨ

御名御璽

昭和二十年八月十四日

【57】ポツダム宣言

(日本國ノ降伏条件ヲ定メタル宣言) (一九四五年八月二二日発表)

- 一 吾等合衆國大統領、中華民國政府主席及「グレート・ブリテン」國總理大臣ハ吾等ノ數億ノ國民ヲ代表シ協同シ上日本國ニ對シ今次ノ戰爭ヲ終結スルノ機會ヲ与フルコトニ意見一致セリ
二 合衆國、英帝國及中華民國ノ巨大ナル陸、海、空軍ハ西方ヨリノ自國ノ陸軍及空軍ニ依リ數倍ノ増強ヲ受ケ日本國ニ對シ最後的打撃ヲ加フルノ態勢ヲ整ヘタリ右軍事力ハ日本國ガ抵抗ヲ終止スルニ至ル迄同國ニ對シ戰爭ヲ遂行スルノ一切ノ聯合國ノ決意ニ依リ支持セラレ且鼓舞セラレ居ルモノナリ
三 歐亞セル世界ノ自由ナル人民ノ力ニ對スル「ドイツ」國ノ無益且無意義ナル抵抗ノ結果ハ日本國民ニ對スル先例ヲ極メテ明白ニ示スモノナリ現在日本國ニ對シ集結シツツアル力ハ抵抗スル「ナチス」ニ對シ適用セラレタル場合ニ於テ全「ドイツ」國人民ノ土地、産業及生活様式ヲ必然的ニ荒蕪ニ掃セシメタル力ニ比シ測リ知レザル程度ニ強大ナルモノナリ吾等ノ決意ニ支持セラレル吾等ノ軍事力ノ最高度ヲ使用ハ日本國軍隊ノ不可避且完全ナル破壊ヲ意味スベク又同機必然的ニ日本國本土ノ完全ナル破壊ヲ意味スベシ
四 無分別ナル打算ニ依リ日本帝國ヲ滅亡ノ淵ニ陥レタル我儘ナル軍國主義的助言者ニ依リ日本國ガ引續キ統御セラレベキカ又ハ理

天皇の人間宣言

(一九四六年八月二二日)
玆ニ新年ヲ迎フ。願ミレバ明治天皇明治ノ初國是トシテ五箇條ノ御誓文ヲ下シ給ヘリ。曰ク、

- 一、廣ク會議ヲ興シ万機公論ニ決スヘシ
一、上下心ヲ一ニシテ盛ニ終始ヲ行フヘシ
一、官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメシコトヲ要ス
一、旧來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
一、智識ヲ世界ニ求メ大ニ學藝ヲ振起スヘシ
一、智識ヲ正大、又何ヲ加ヘン。朕ハ玆ニ誓フ新ニシテ國運ヲ開カント欲ス。朕ラク此ノ御趣旨ニ則リ、旧來ノ陋習ヲ去リ、民意ヲ暢達シ、官民等ケテ平和主義ニ徹シ、救護費カニ文化ヲ築キ、以テ民生ノ向上ヲ圖リ、新日本ヲ建設スベシ。
大小都市ノ蒙リタル戦禍、罹災者ノ艱苦、産業ノ停頓、食糧ノ不足、失業者増加ノ趨勢等ハ其ニ心ヲ痛マシムルモノアリ。然リト雖モ、我國國民ガ現在ノ試練ニ直面シ、且徹頭徹尾文明ヲ平和ニ求ムルノ決意固ク、克ク其ノ結束ヲ全クセバ、独リ我國ノミナラス全人類ノ為ニ、輝カシキ前途ノ展開セララルコトヲ疑ハズ。
夫レ國家ヲ愛スル心ト國ヲ愛スル心トハ我國ニ於テ特ニ熱烈ナルヲ見ル。今や此ノ心ヲ擴充シ、人類愛ノ完成ニ向ヒ、献身的努力ヲ効スベキノ秋ナリ。
惟フニ長キニ亘レル戦争ノ敗北ニ終リタル結果、我國民ハ動モスレバ焦燥ニ流レ、失意ノ淵ニ沈淪セントスルノ傾キアリ。醜激ノ風潮ク長シテ道義ノ念頗ル衰ヘ、為ニ思想混亂ノ兆アルハ洵ニ深憂ニ堪ヘズ。

【58】終戦の詔書

(一九四五年八月十四日)
朕深ク世界ノ大勢ト帝國ノ現状トニ鑑ミ非常ノ措置ヲ以テ時局ヲ取捨セムト欲シ玆ニ忠良ナル閣臣ニ告ク

朕ハ帝國政府ヲシテ米英支蘇四國ニ對シ其ノ共同宣言ヲ受諾スル旨通告セシメタリ
抑、帝國臣民ノ康寧ヲ圖リ万邦共榮ノ樂ヲ備ニスルハ皇祖皇宗ノ遺範ニシテ朕ノ拳々措カサル所ニ在リ二國ニ宣戰セル所以モ亦英二帝國ノ自存ト東亞ノ安定トヲ庶幾スルニ出テ他國ノ主權ヲ排シ領土ヲ侵スカ如キハ固ヨリ朕カ志ニアラス然レニ交戦ニ四歳ヲ閱シ朕カ陸海將兵ノ勇戦朕カ力有司ノ勵精朕カ一億衆庶ノ奉公各々最善ヲ盡セルノ爲メ原料ノ入手(其ノ支配トハ之ヲ區別ス)ヲ許サルベシ日本國ハ將來世界貿易關係ヘノ参加ヲ許サルベシ
十二 前記諸目的ガ達成セラレ且日本國民ノ自由ニ表明セル意思ニ從ヒ平和的傾向ヲ有シ且責任アル政府ガ樹立セラレルニ於テハ聯合國ノ占領軍ハ直ニ日本國ヨリ撤収セラレベシ
十三 吾等ハ日本國政府ガ直ニ全日本軍隊ノ無条件降伏ヲ宣言シ且右行動ニ於ケル同政府ノ誠意ニ付適當且充分ナル保障ヲ提供センコトヲ同政府ニ對シ要求ス右以外ノ日本國ノ選択ハ迅速且完全ナル破壊アルノミトス
(外務省特別資料部編「日本占領及び管理重要文書集」第一卷基本篇)

教育勅語等排除に関する決議

(一九四八年八月二三日六月十九日、第二回國會衆議院決議)
民主平和國家として世界史的建設途上にある我が國の現実は、その精神内容において未だ決定的な民主化を確立するを得ないは遺憾である。これが徹底に最も重要なことは教育基本法に則り、教育の革新と振興をはかることにある。しかるに既に過去の文書となつてゐる教育勅語並びに陸海軍軍人に賜わりたる勅諭その他の教育に関する諸勅諭が、今日もなお國民道徳の指導原理としての性格を保持してゐるかの如く誤解されるのは、従来の行政上の措置が不十分であつたがためである。

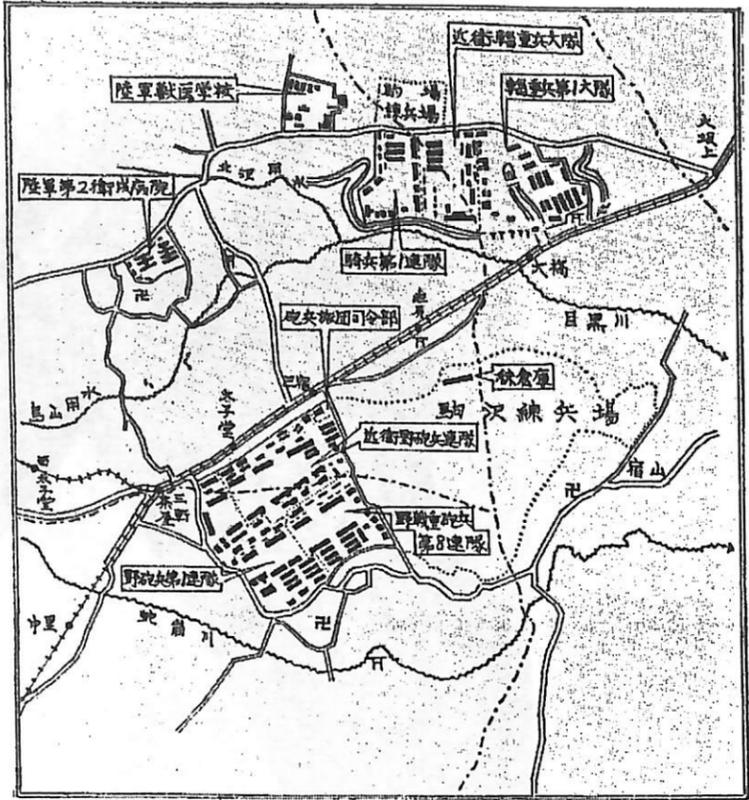
【119】教育勅語等排除に関する決議

(一九四八年八月二三日六月十九日、第二回國會衆議院決議)
われらは、さきに日本國憲法ノ人類普遍の原理に則り、教育基本法を制定して、わが國家及びわが民族を中心とする教育の限りを徹底的に払拭し、真理と平和とを希求する人間を育成する民主主義的教育理念をおこそかに宣明した。その結果として、教育勅語は、軍人に賜はりたる勅諭、戊申詔書、青少年學徒に賜はりたる勅諭その他の諸勅諭とともに、既に廃止せられその効力を失つてゐる。しかし教育勅語等が、あるいは従来の如き効力を今日なお保有するかの疑いを懐く者あるをおもんばかり、われらはとくに、それらが既に効力を失つてゐる事実を明確にするとともに、政府をして教育勅語その他の諸勅諭の廢本をもれなく回収せしめる。われらはここに、教育の眞の權威の確立と國民道徳の振興のために、全國國民が一致して教育基本法の明示する新教育理念の普及徹底に努力を致すべきことを期する。
右決議する。

【120】教育勅語等の失効確認に関する決議

(一九四八年八月二三日六月十九日、第二回國會衆議院決議)
われらは、さきに日本國憲法ノ人類普遍の原理に則り、教育基本法を制定して、わが國家及びわが民族を中心とする教育の限りを徹底的に払拭し、真理と平和とを希求する人間を育成する民主主義的教育理念をおこそかに宣明した。その結果として、教育勅語は、軍人に賜はりたる勅諭、戊申詔書、青少年學徒に賜はりたる勅諭その他の諸勅諭とともに、既に廃止せられその効力を失つてゐる。しかし教育勅語等が、あるいは従来の如き効力を今日なお保有するかの疑いを懐く者あるをおもんばかり、われらはとくに、それらが既に効力を失つてゐる事実を明確にするとともに、政府をして教育勅語その他の諸勂諭の廢本をもれなく回収せしめる。われらはここに、教育の眞の權威の確立と國民道徳の振興のために、全國國民が一致して教育基本法の明示する新教育理念の普及徹底に努力を致すべきことを期する。
右決議する。

図1-8 大正末期の世田谷地域軍事施設所在地



出典：『世田谷近・現代史』

表1-6 世田谷地域の軍事施設

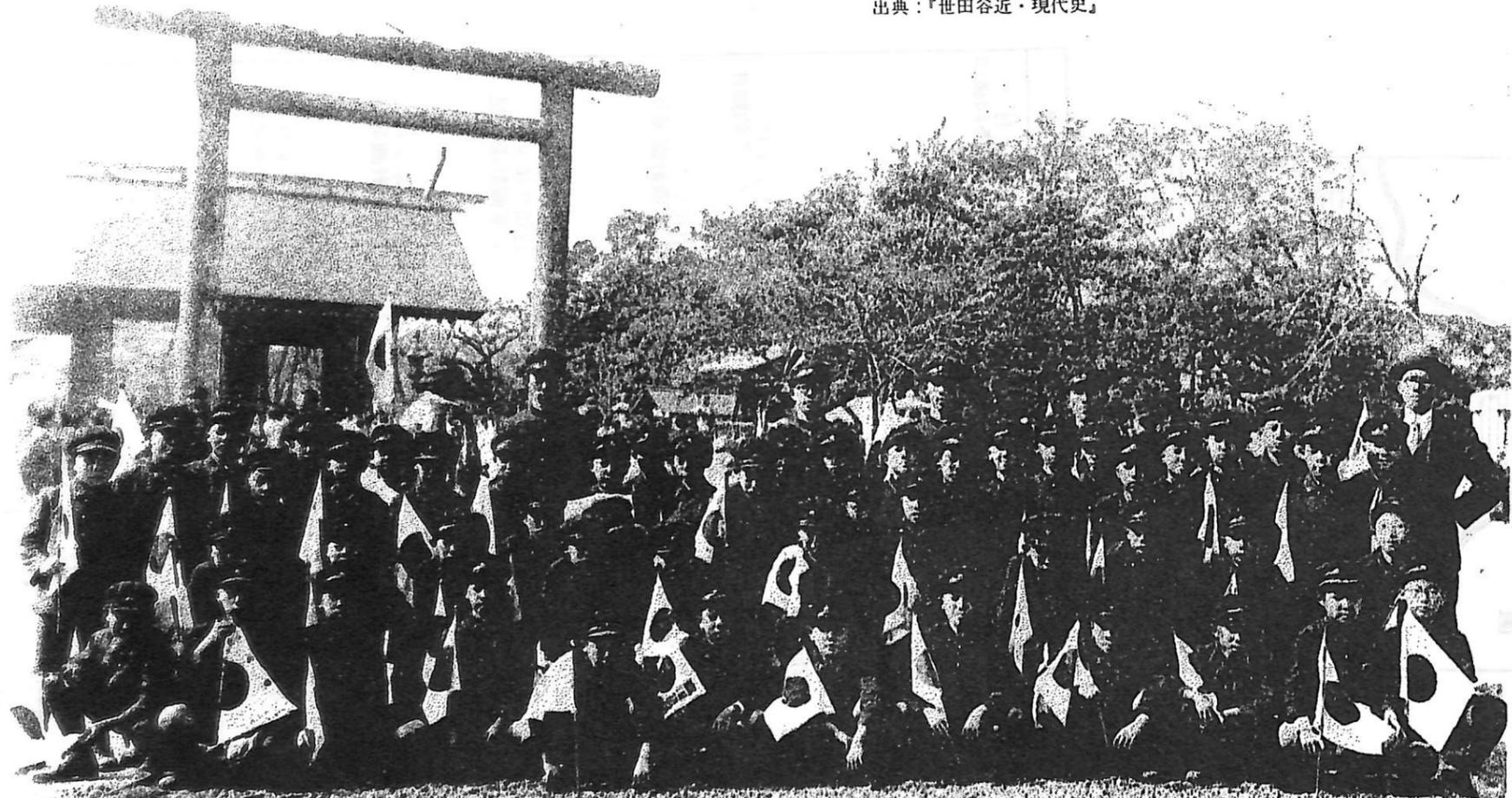
移転・設置時期	施設名	所在地(大字)
明治24 / 1891	騎兵第一大隊營(注1)	池尻
25 / 92	近衛騎重兵大隊第一中隊營(注2)	池尻、上目黒
30 / 97	駒沢練兵場	下馬、三宿、池尻、上目黒
31 / 98	野砲兵第一連隊營(注3)	下馬
31 / 98	近衛野砲兵連隊營	太子堂
32 / 99	野戦重砲兵第四旅団司令部	三宿
33 / 1900	陸軍第二衛戍病院	太子堂
42 / 09	陸軍獣医学校	下代田
不詳(明治末年か)	野戦重砲兵第八連隊	下馬
同上	野砲兵第一連隊	下馬
不詳(大正9年以前)	陸軍自動車学校	世田谷
昭和4 / 1929	陸軍衛生材料廠	用賀

注：1. 明治29年に連隊となる。

2. 明治26年に大隊となる。

3. 明治32年移転、明治41年再帰。この間、野砲兵第13、14、15連隊營地であった。

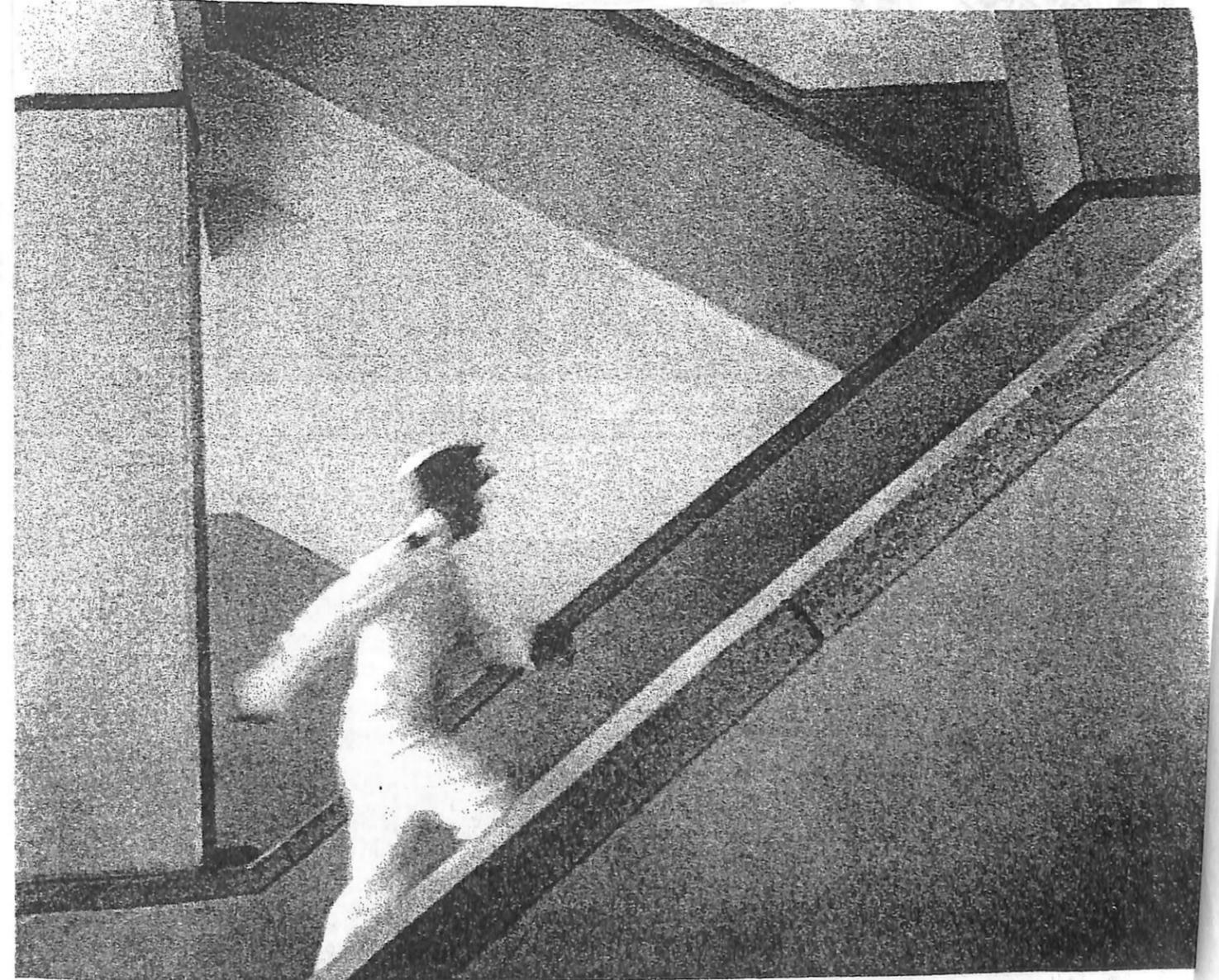
出典：『世田谷近・現代史』



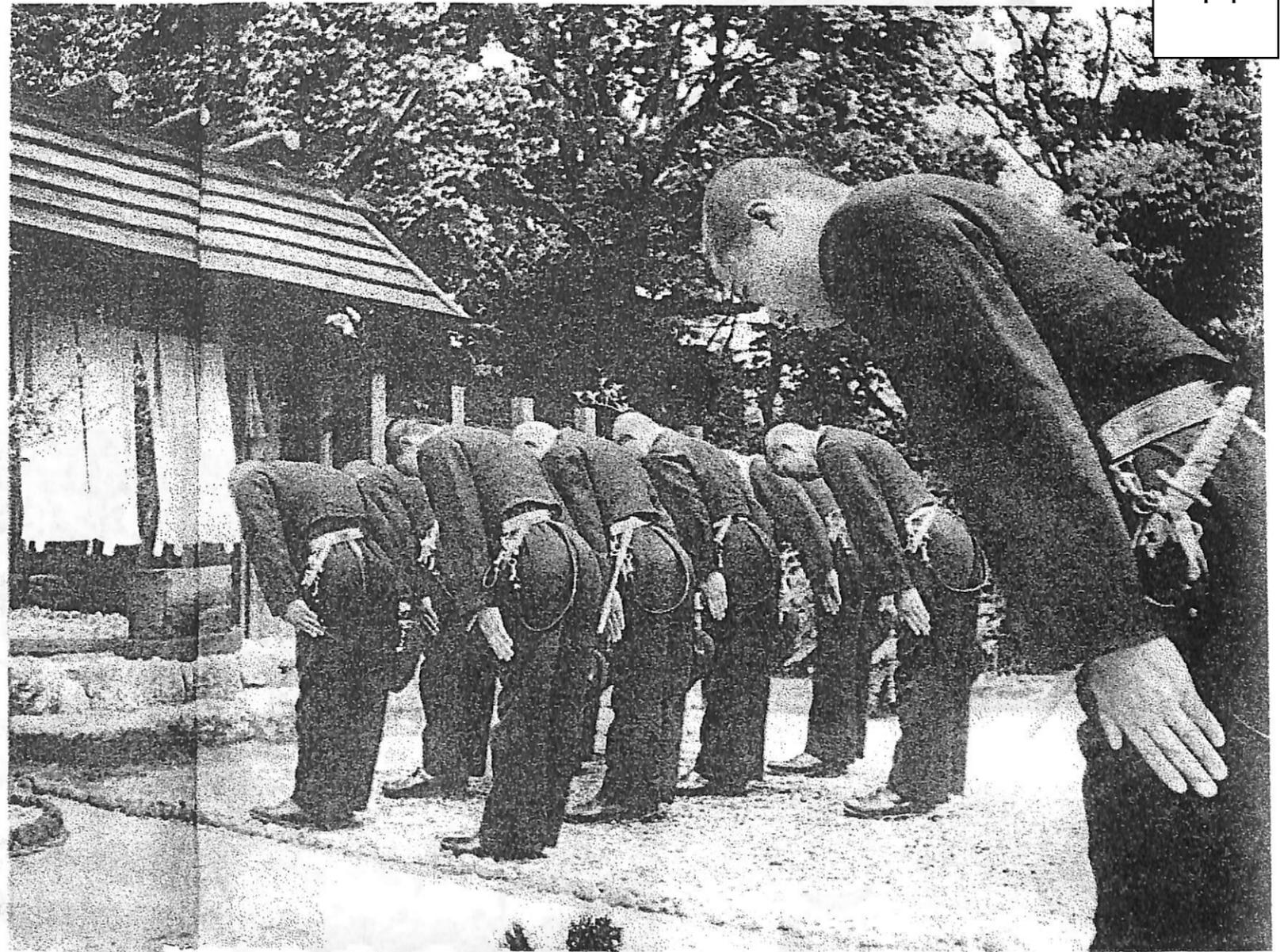
昭和13年(1938年) 靖国神社にて。



入校年次	卒業年次	期 別	入 校 数	卒 業 数	修業期間	戦死者数	記 事
11. 8. 26	14. 7. 14	53	51	62	2年11月	21	大正11年2月 ワシントン条約調印
12. 4. 7	15. 3. 27	54	80	68	3年 -	26	
13. 4. 7	昭和2. 3. 28	55	127	120	3年 -	43	
14. 4. 1	3. 3. 16	56	122	111	3年 -	38	
15. 4. 9	4. 3. 27	57	130	122	3年 -	43	
昭和2. 4. 8	5. 11. 18	58	126	113	3年7月	50	
3. 4. 7	6. 11. 17	59	133	123	3年7月	45	昭和5年4月 ロンドン条約調印
4. 4. 1	7. 11. 19	60	130	127	3年8月	53	
5. 4. 1	8. 11. 18	61	130	116	3年8月	60	昭和6年4月 ①軍備計画発足
6. 4. 1	9. 11. 17	62	132	125	3年8月	66	
7. 4. 1	11. 3. 19	63	131	124	4年 -	70	
8. 4. 1	12. 3. 23	64	170	160	4年 -	81	
9. 4. 1	13. 3. 16	65	200	187	4年 -	106	昭和9年4月 ②軍備計画発足
10. 4. 1	13. 9. 27	66	240	219	3年6月	119	
11. 4. 1	14. 7. 25	67	240	248	3年4月	155	
12. 4. 1	15. 8. 7	68	300	288	3年4月	191	昭和12年4月 ③軍備計画発足
13. 4. 1	16. 3. 25	69	354	342	3年 -	222	
13. 12. 1	16. 11. 15	70	455	432	3年 -	287	
14. 12. 1	17. 11. 14	71	601	581	3年 -	329	昭和14年4月 ④軍備計画発足
15. 12. 1	18. 9. 15	72	659	625	2年10月	337	
16. 12. 1	19. 3. 22	73	904	898	2年4月	283	
17. 12. 1	20. 3. 30	74	1028	1027	2年4月	16	
18. 12. 1	20. 10. 卒業	75	3498	3277	1年10月	-	
19. 10. 15	20. 10. 修業	76	3556	3517	1年 -	-	
20. 4. 10	20. 10. 修業	77	3756	3756	6月	-	
20. 4. 3	20. 10. 修業	78	4135	4062	6月	-	



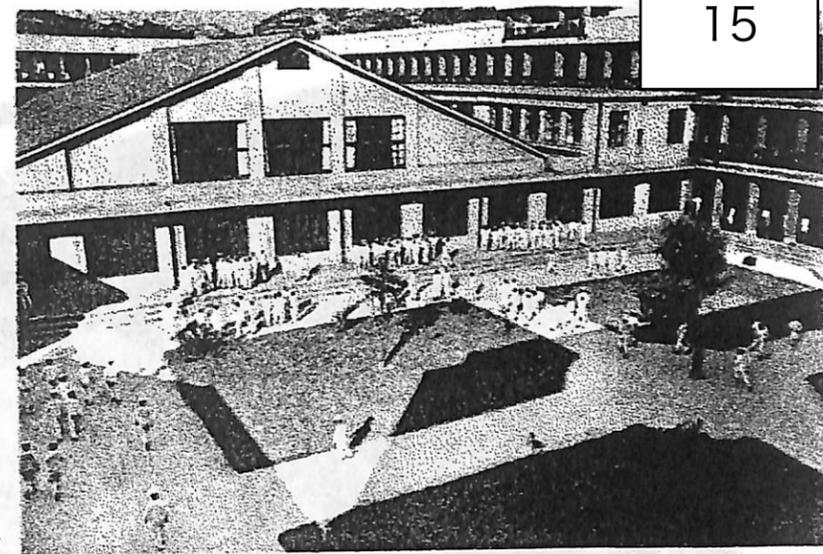
廊下を歩くにも、階段を上下するにも、目的に向えば駆足だが、いかに急ぐとも階段は2段ずつ上り、1段ずつ下るの定めを乱すことはない



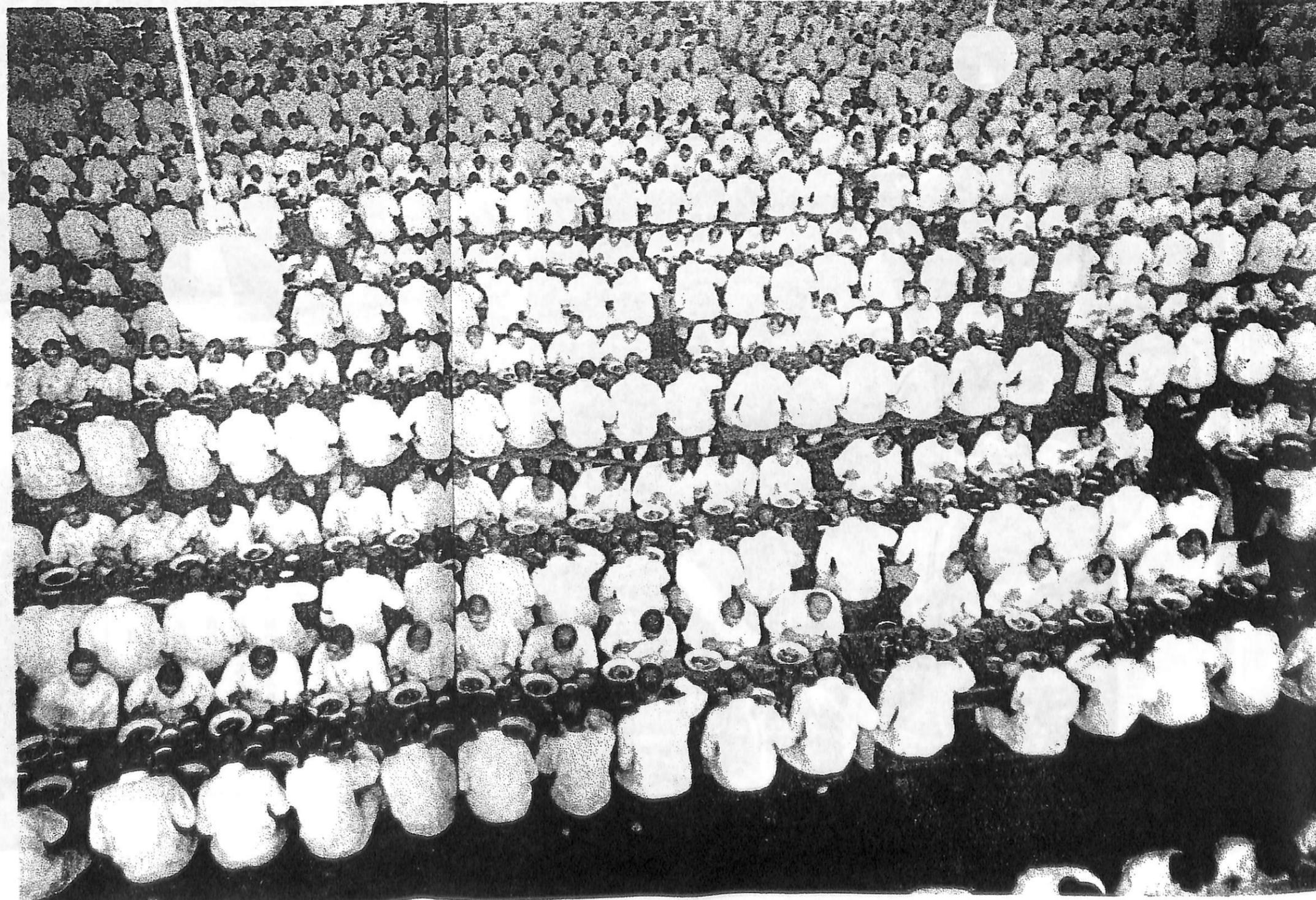
五 省

一ツ 至誠に恃るなかりしか
 一ツ 言行に恥ずるなかりしか
 一ツ 氣力に欠くるなかりしか
 一ツ 努力に憚みなかりしか
 一ツ 不精に亘るなかりしか

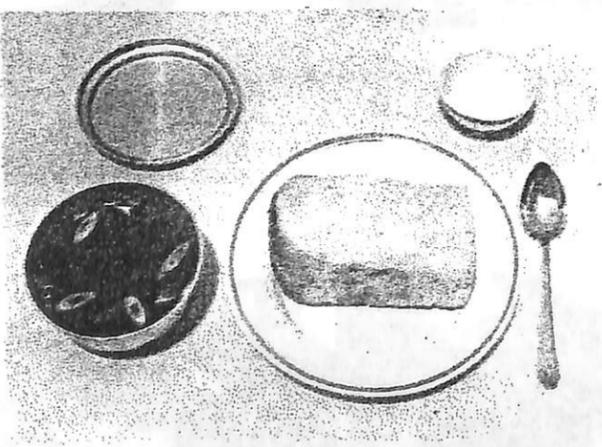




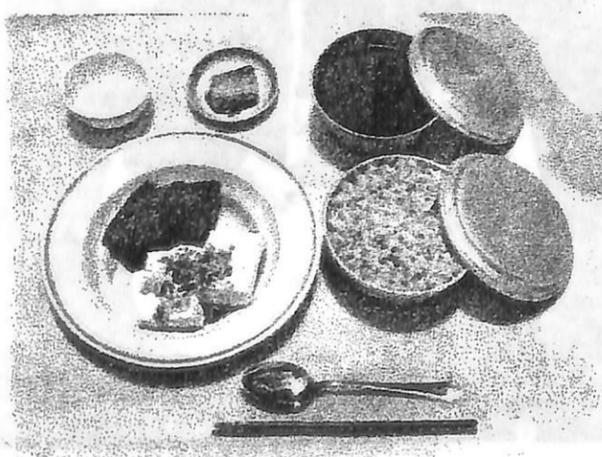
夕食5分前



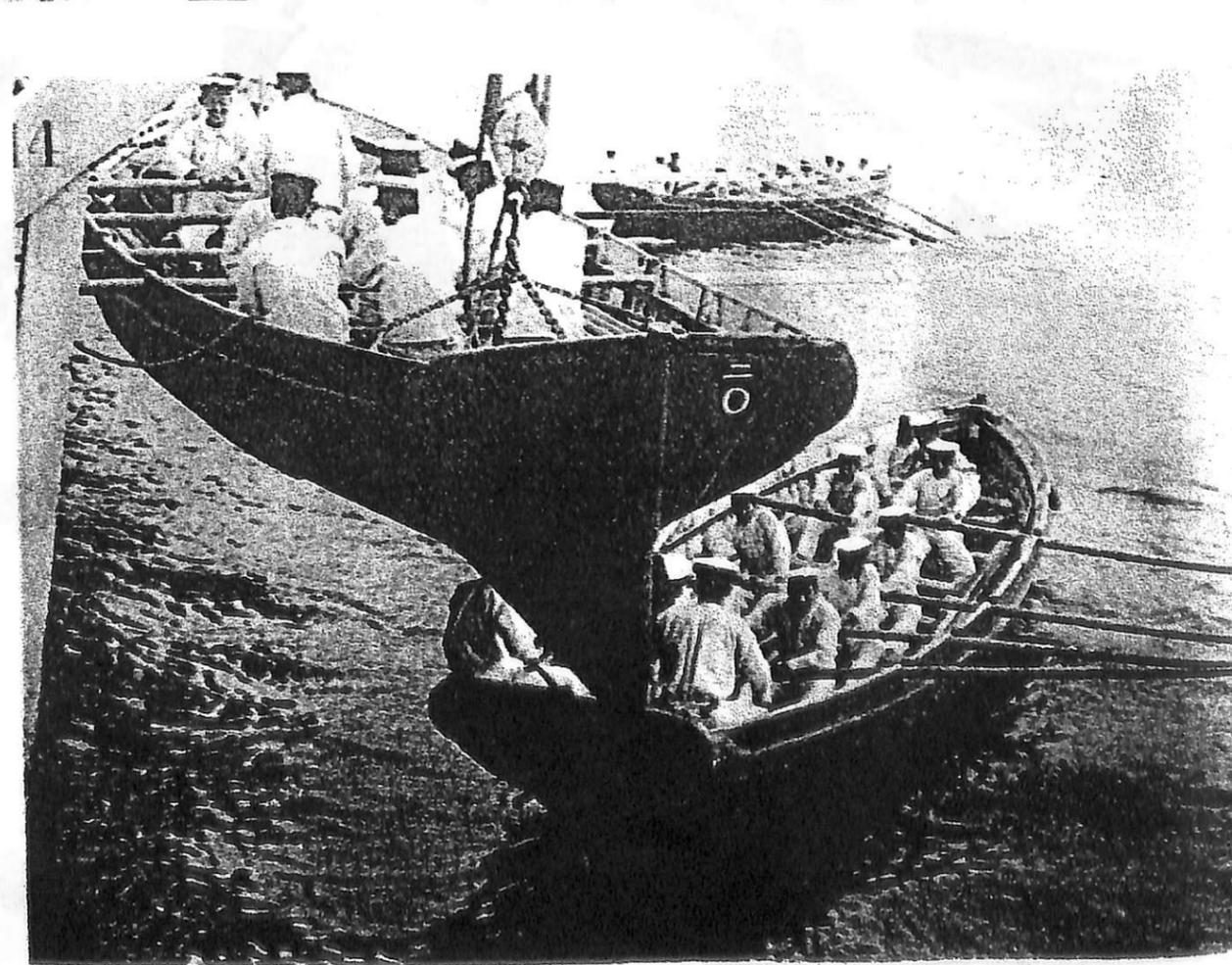
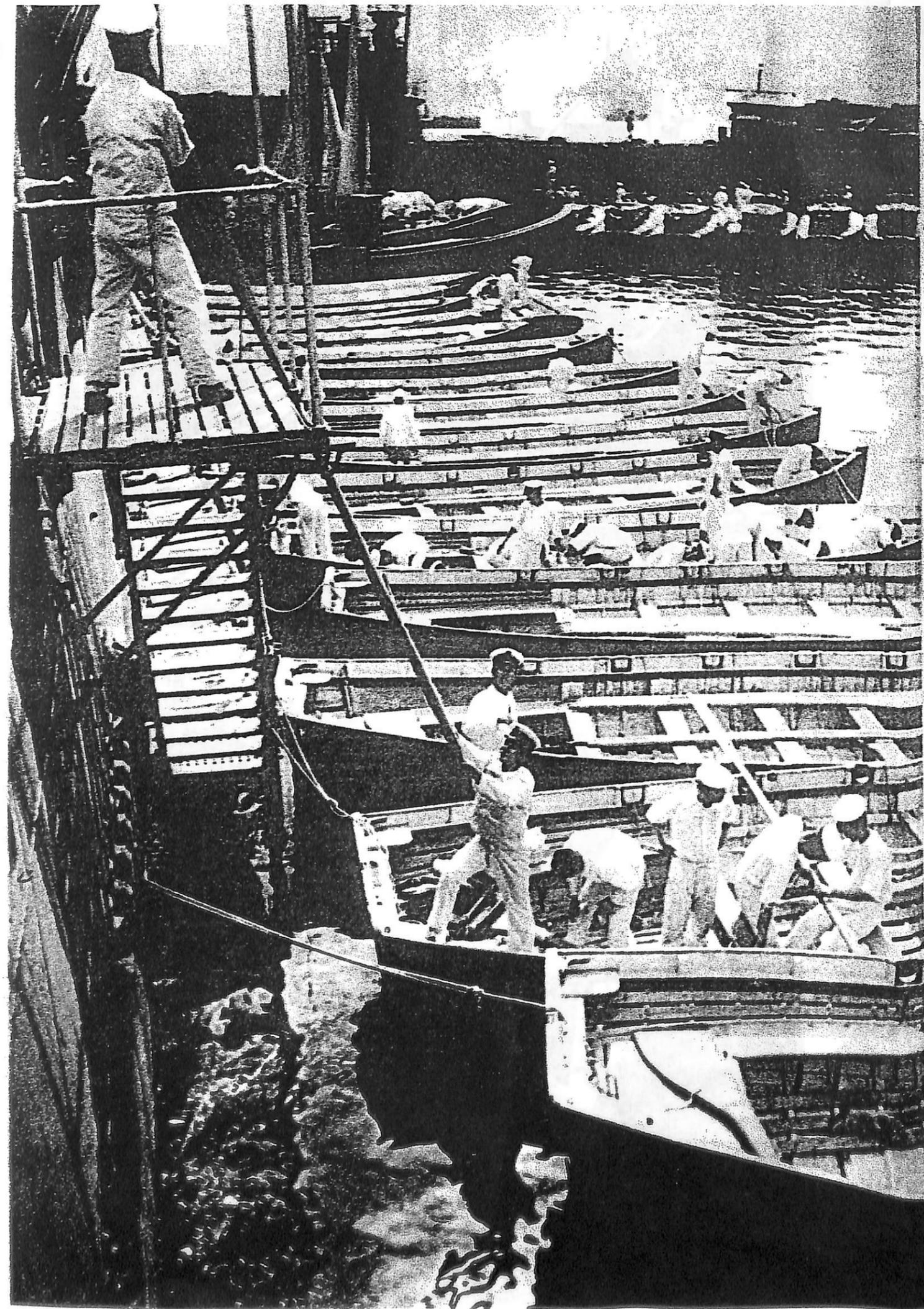
点検に出る給食

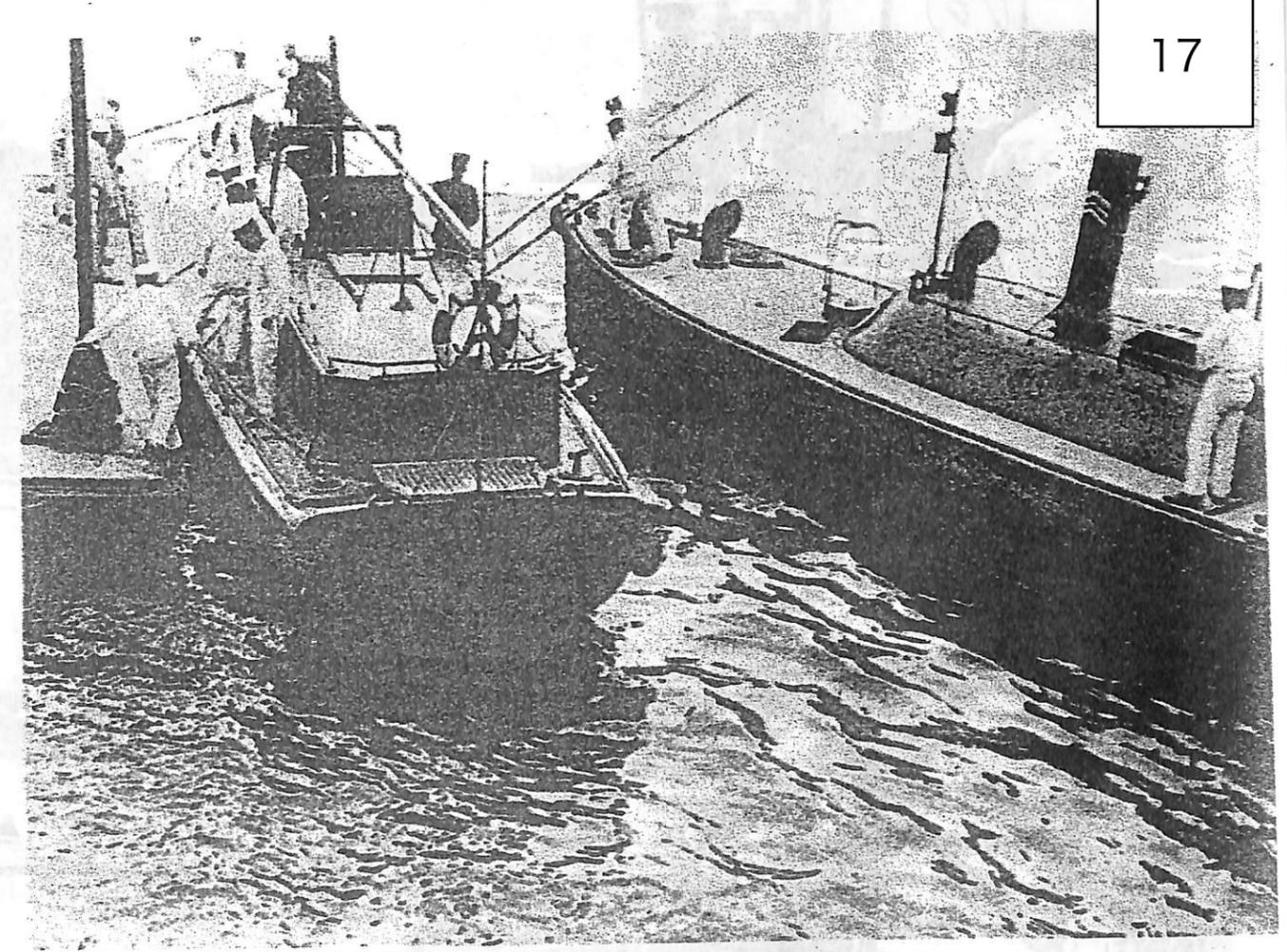
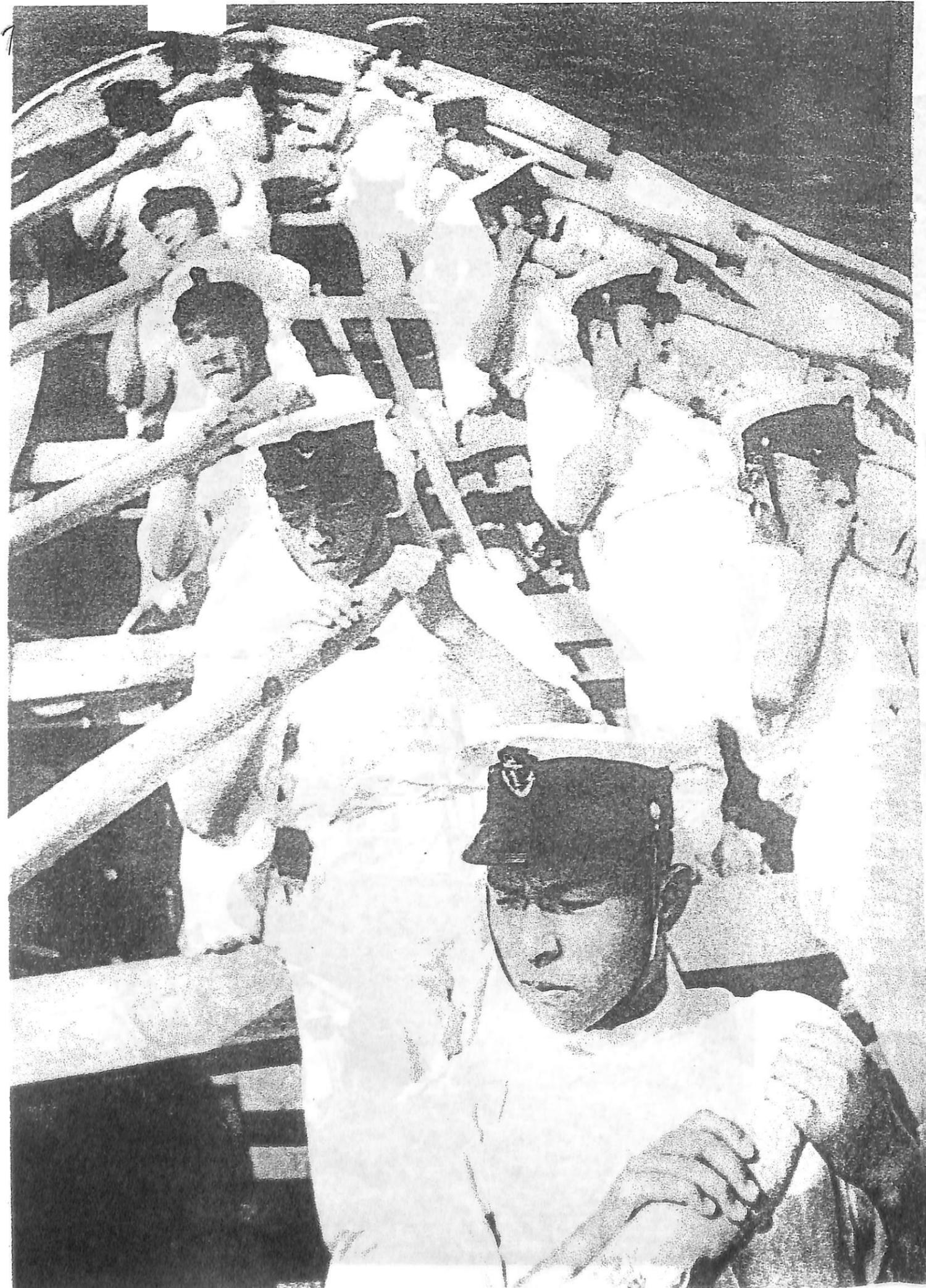


朝食



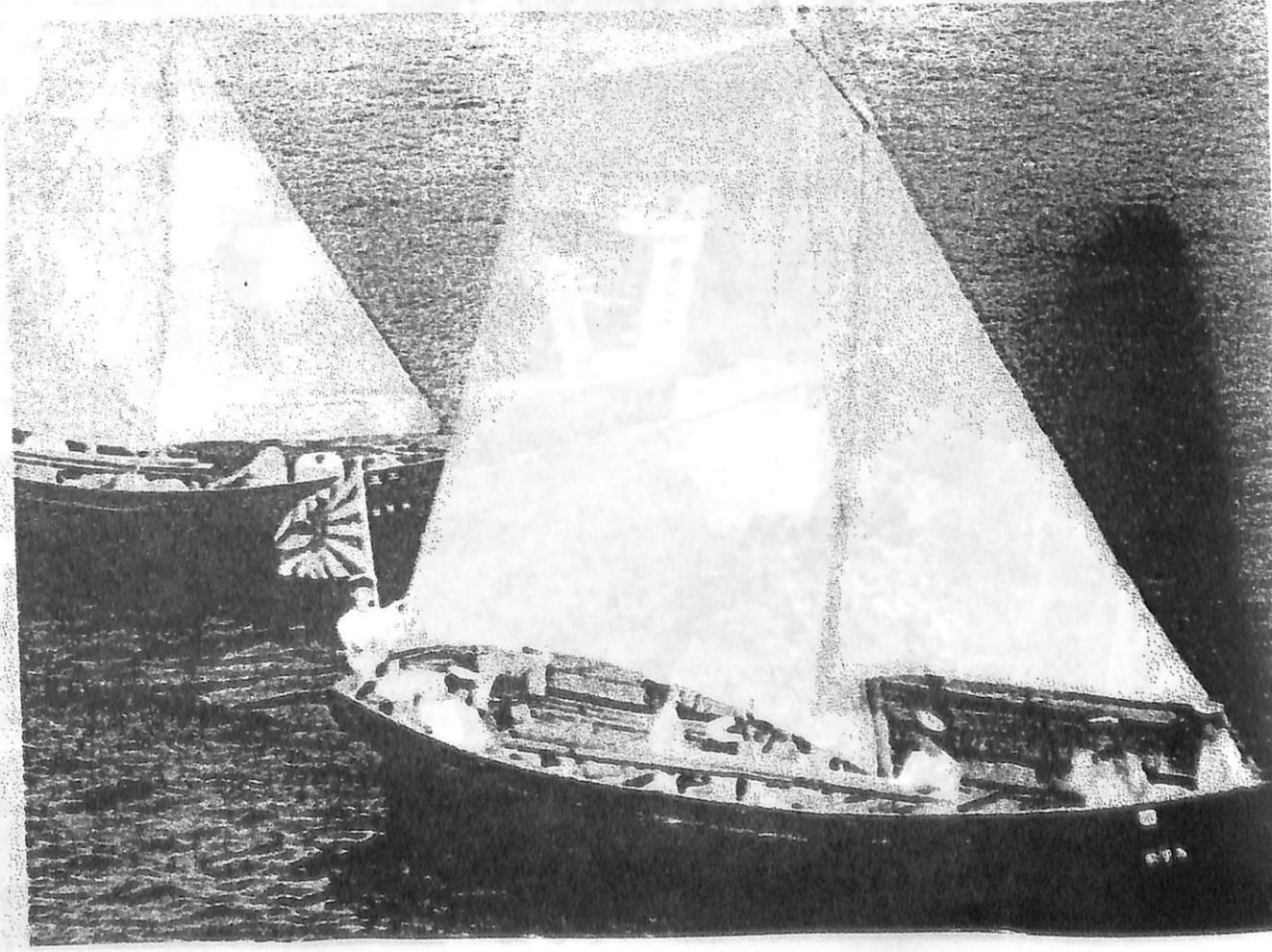
夕食





連日作戦中

シーマンシップで我々のためには戦艦訓練も必要だ



このように、世代によって人間を分類することにはもともとある種の無理があることを自明の前提としながら、十五年戦争期に学校教育体験をもった日本の青少年（高校在学中に十五年戦争開戦を体験した一九一一年生れから、国民学校四年で十五年戦争敗戦を経験した一九三六年生れまでをひとまず対象とする）を大きく三世代に区分することにしよう（境界年度の人名は第二章以下で登場する人物もあげておくことにする）。

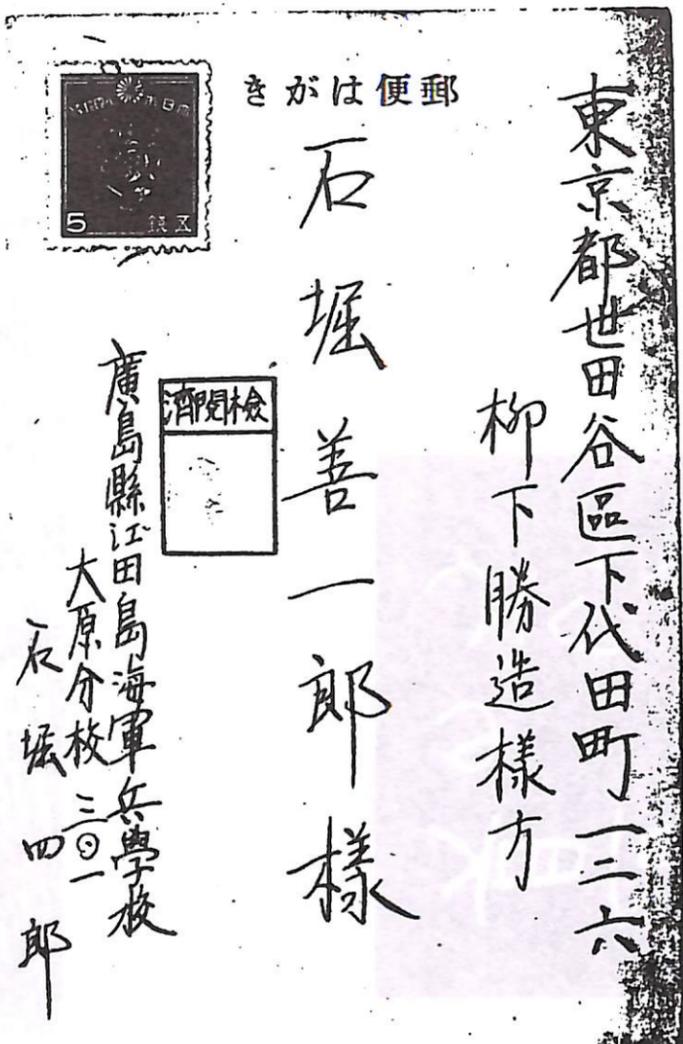
A 〈少国民世代〉一九二六年～三六年生れ
三三年以降の小学校（国民学校）に入学した世代。「満州事変」開戦の影響が学校教育の軍国主義化・排外主義化に明確に波及した年度として三三年を選んだ。メルクマールは、同年の第四期国定教科書への切りかえ、長野県教員赤化事件、京大滝川事件、国際連盟脱退などである。この世代は軍国主義教育で純粋培養された世代で、二六年生れの池田諒等から三六年生れの中根美宝子・台スミ子の世代となる。

B 〈わだつみ世代〉一九二〇年～二五年生れ
三三年から三八年の六年間に中学校、高等女学校、高等小学校に入学した世代。自我の目ざめ始める中等教育段階を「満州事変」開戦以後に体験した世代。進学者の場合では、高校に入学する三七年以降は、すっかり消失したマルクス主義思想にかわり、「日本文化講義」という国粹主義思想の講義が必修科目扱いとなったことがメルクマールとなる。したがって、家永のようなコペルニクスの転回に出会うことのない、「マルキシズムに直接触れるにはおくれ来て来た」青少年世代である。男子高等教育進学者の場合は、（理科系を除く）全員が学徒出陣に遭

遇する可能性をもった悲劇的世代として、「わだつみ世代」と総称する。二〇年生れの安岡章太郎・阿川弘之等から二五年生れの色川大吉・渡辺清の世代である。

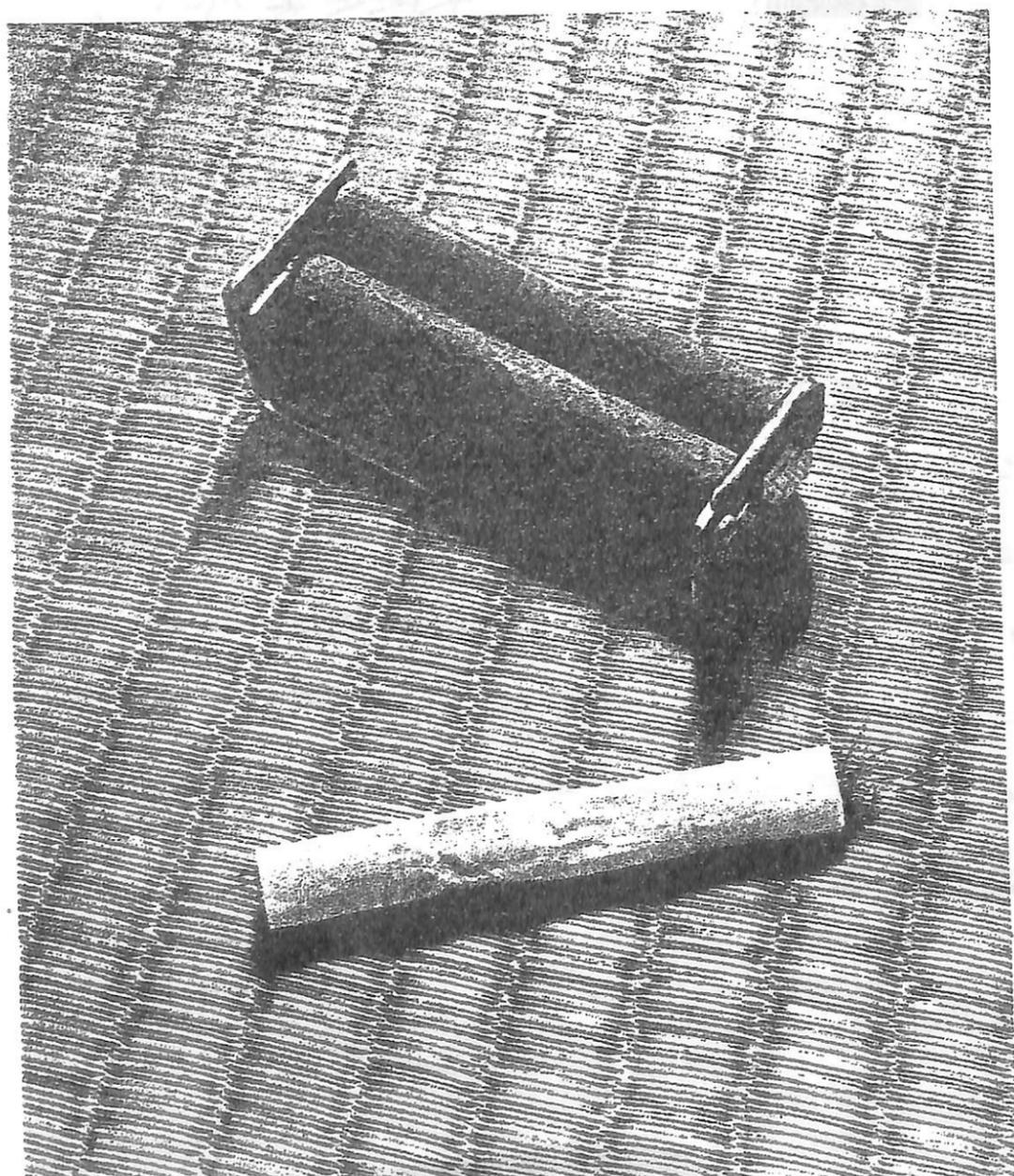
C 〈前わだつみ世代〉一九一一年～一九年生れ
高等教育進学者を前提にすると、軍国主義教育確立のターニングポイントである三三年以前に中学に入学し、日本文化講義が必修化される以前の高校に入学できる可能性をもった一九年生れの水田洋等から上の世代（一八年生れ、大内力・林克也・木村久夫等）であり、家永ほどのコペルニクスの転回ではないが（わだつみ世代の年長者が自由主義思想の残光に触れることができたのと同じように）、若い世代でも個人的努力や条件に恵まれて、マルクス主義思想の残光に接触しえた世代。一一年生れの最年長組は高校卒業までに十五年戦争は一年しか経験せず、最年少組は学徒出陣を経験しないまま大学を卒業しえた（当然、例外的に学徒出陣者はいる）世代である。

(一) 本書で利用する当事者関係資料で、前掲『日本現代教育史』で利用した人物についての出典の註記は原則として省略する。それらの中で、前掲、山中恒『ボクラ少国民』シリーズと長浜功『教師論』『戦争責任』以外で度々利用した二文獻について、謝意をこめて記しておきたい。池田諒「戦後の池田についての証言は『一九七八年現在』『一九七九年現在』、田宮裕三「山中恒の世代」1～5（しいほるんの会『しいほるん』5～9）。



御手紙拜見致し、たがそぞろ
東京は大變な事と思はれます
皆様御無事や何よりです 私達
は毎日元氣に生徒の本分達成に努力
してまいります 屢々B29を頭上に仰
大に張切つてやっています 愈
御身御大事に さやうなら
六月十日 四郎

いろいろの 道具の



たばこ 巻き器

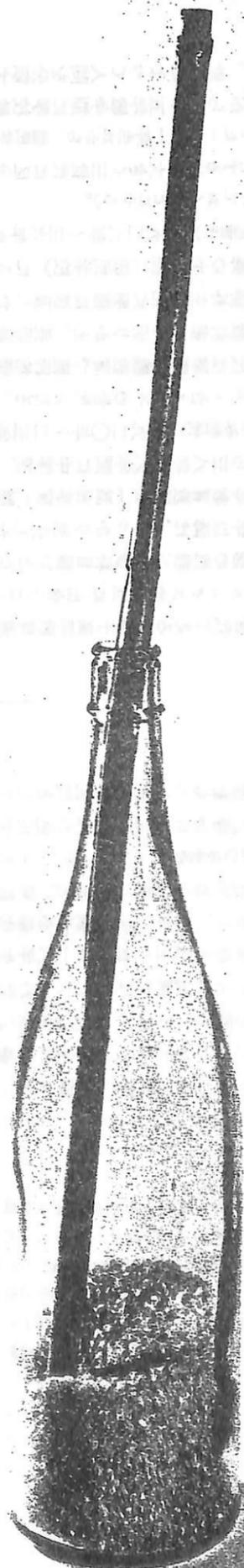
タバコがないつらきは、タバコのみでないとわからない、それも一日六本の配給が、二十年になると、三本になっ
てしまった、これでは、どうにもがま
んしきれない、のまない人間と物々交
換という手も、交換するブツに事欠く、
いきおい代用品探しに血眼になった、
茄子の葉がよい、イタドリがよい、山

ごぼうの葉がよい、などといわれてた
いてい試してみたが、いがらっぽ
い煙りが出るというだけで、どれもパツ
としない。そのころ、ヤミで流れる刻
みタバコを巻くために、こんなキカイ
ができた、巻く紙は、コンサイス字典
に使ってあるインディアンペーパーが
よい、といわれていた

米つき棒

戦争も、だんだん激しくなると米ばか
りの飯、などは、昔語りの夢になってしまっ
た、芋や大豆や豆粕のまわりに米粒がちらつ
いているような飯でも、米粒がないよりは、
ありがたかった、その米も、精白しない玄米
のまま配給されるようになった、精白する人
手と動力がなくなったのだから、玄米のほう

が体によいといわれたが、炊きぶえはしない
し、第一、下痢した、そこで、こんな簡易精
白器が流行した、ハタキの柄などを利用した
細い棒で、ビンの中の玄米をついていくと、
三合の米が二時間ほどで、七分づきくらいに
はなった、しかし、それに馴れたころには、
玄米の配給も、ほとんどなくなってしまう



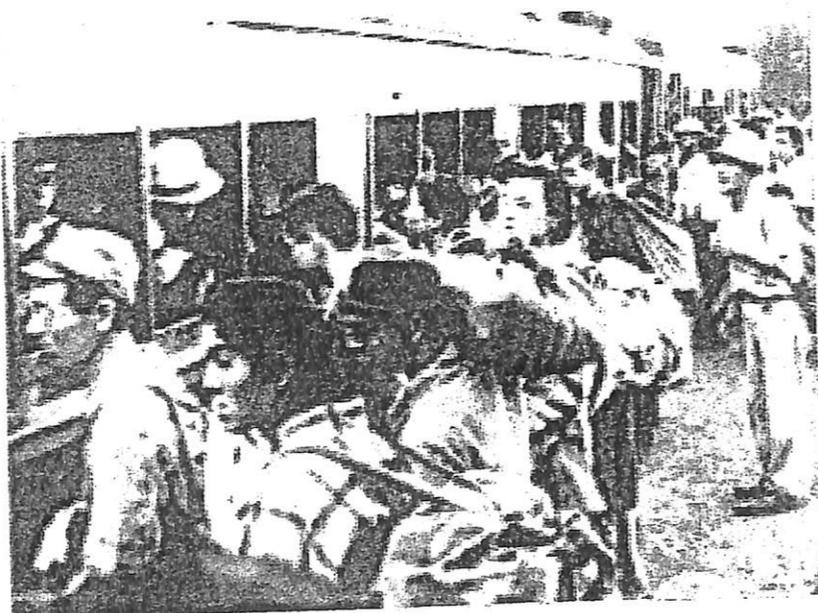
買い出し列車

1947年03月10日

食糧が欠乏する都市部の住民は、農村へ主食などの買い出しに行った。その買い出し列車は超満員で、窓から降りし屋根やデッキにまで乗客があふれた。値段は米1キロ20～40円、麦1キロ15～25円、サツマイモ1キロ5円程度だった。また、手持ちの晴れ着や袴、コートなどを食糧に換えることが多く、これを称して「タケノコ生活」という言葉が流行した。



買い出しを終え、列車に乗り込む人たち 1947年3月
千葉・飯岡駅



手に入れた食糧をリュックに入れ満員の電車に乗り込む人たち 1946年9月 埼玉・鶴瀬



食糧の遅配欠配で休日は買い出しの人で混雑する
上野駅 1947年2月 東京・上野

皇太子さまお生まれなった

- 日の出だ日の出に 鳴った鳴った ポーオポー サイレンサイレン ランランチンゴン
夜明けの鐘まで
天皇陛下お喜び みんなみんなかしは手 うれしいな母さん 皇太子さまお生まれなった
- 日の出だ日の出に 鳴った鳴った ポーオポー サイレンサイレン ランランチンゴン
夜明けの鐘まで
皇后陛下お大事に みんなみんな涙で ありがとうお日さま 皇太子さまお生まれなった
- 日の出だ日の出に 鳴った鳴った ポーオポー サイレンサイレン ランランチンゴン
夜明けの鐘まで
日本中が大喜び みんなみんな子供が うれしいなありがとう 皇太子さまお生まれなった

同志はたおれぬ

- 正義に燃ゆる闘いに 雄々しき君は倒れぬ 血にけがれたる敵の手に 君は闘い倒れぬ
プロレタリアの旗のため プロレタリアの旗のため
踏みにじられし民衆に 命を君は捧げぬ 【中略】
- 真黒き夜の闇は明け 勝利の朝いまやきぬ 倒れし 君の屍を われらは踏みてすすみなん
時は来ぬいざふくしゅうへ 時は来ぬいざふくしゅうへ
わが旗赤く空に燃え 勝利の朝いまや来ぬ

東京行進曲 【西条八十 原詞4番】

- 長い髪してマルクスボーイ きょうも抱える「赤い恋」
変わる新宿 あの武蔵野の 月モデパートの屋根に出る

江田島健児の歌

- 1 澎湃寄する海原の 大波砕け散るところ 常盤の松のみどり濃き 秀麗の国秋津州
有志悠々数千載 皇謨仰げば弥高し
- 2 玲瓏聳ゆる東海の 芙蓉の嶺を仰ぎては 神州男児の熱血に我が胸さらに躍るかな
ああ光栄の国柱 護らで止まじ身を捨てて
- 3 古鷹山下水清く 松籟の音湧ゆるとき 明け離れ行く能美島の 影紫にかすむ時
進取尚武の旗上げて 送り迎えん四つの年
- 4 短艇海に浮かべては 鉄腕襦も携むかな 銃剣とりて下り立てば 軍容肅々声もなし
いざ蓋世の気を負いて 不拔の意気を鍛わばや
- 5 見よ西欧に咲き誇る 文化の影に憂いあり 太平洋を顧みよ 東亜の空に雲暗し
今にして我勉めずば 護国の任を誰か負う
- 6 ああ江田島の健男児 時到期にば雲喚びて 天翔け行かん蛟龍の 地に潜むにも似たるかな
斃れて後に止まんとは 我が真心の呼びなれ

兵学校三勇士

- 1 桜花咲く緑の風に 軽く吹かれて校門入れば 俺も今日から生徒さん 腰の短剣伊達作り
◆われら兵学校の三勇士
- 2 夢も束の間夜嵐吹けば 姓名申告凄面揃い 足の震えを何としよう お国なまりがうらめしい
◆
- 3 寒風肌さす古鷹嵐 顔で笑って心で泣いて 鍛え鍛えしこのクルー 休暇土産は尻のタコ
◆
- 4 雨の降る日も風吹く夜も おもて離してチルラをとれば 行手定めぬ波枕 赤道越えれば乱舞場
◆
- 5 淡い生活四年も過ぎて ロングサインで別れてみれば 許せ殴った下級生 さらば海軍兵学校
俺も今日から候補生